

平成23年9月12日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年9月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 林 真敏	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安心安全な町づくりの確立 2. 国際交流について 3. 特定健診について
2	1番 原田 希	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援について 2. 活気ある町づくりについて 3. 環境衛生について 4. 学校教育について
3	4番 碓 勝征	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方交付税について 2. 町税について 3. 出前町長室の実施について 4. 道路整備について 5. 北部保育所が民間委託された経緯について 6. 公共施設の活用について
4	2番 寺崎 太彦	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政改革について 2. 教育環境について 3. 町づくりについて
5	3番 橋本 重雄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上デジタル放送について 2. 財政について 3. 保険税について 4. 公民館長について 5. あいさつ日本一運動について

午前 9 時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第 1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5 番林眞敏君よりお願いをいたします。

○5 番（林 眞敏君）

皆さんおはようございます。昨日の老人会の行事、御苦勞さまでございました。

私は、常日ごろ、町のあるべき姿について追求しております。不可能なもの、可能なもの、あるいはどのように優先順位をつけていくかということについて、常日ごろ考えております。

本日は、安全・安心な町づくりの確立。町民が「つくり上げる意識」、この行政指導がどのようになされているかということ、これについては町長のほうに答弁をお願いしたいと思っております。

次、防犯について。上峰小学校の安全対策、特に正門、北門及び外さくの安全性はということ。

2 項目、防災について。町民自身の防災意識の向上施策についての認識はどうあるべきかと思っているかということ。それから、民間災害ボランティアの育成についてはどのように考えておられるでしょうかということ。

次、国際交流について。ここのところ、当分途絶えているようではすけれども、特に、経済面、経費、財政の面から負担になっているのではないかと。これについては、町長に答弁をお願いしたいと思います。外に向かっての情報発信が不足しているのではないかと。民間レベルの交流について、積極的な行政指導をすべき時期に来ているのではないかと。

次、3 項目、特定健診について。受診率向上はどうあるべきであるか。これについては、資料提出を求めています。特に、現在、通院をしている方たちに対する指導はどうかと。それから、未受診者への健康指導はなされているかということでもあります。これについては、特に健康福祉課長のほうの答弁をお願いしたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、林議員の質問のまず最初の安全・安心な町づくりの確立について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。早速ですが、一般質問にお答えさせていただきます。

5番林議員のお尋ねにございますが、まず先ほどの質問事項、安全・安心な町づくりの確立、質問要旨の欄に書かれてあります町民がつくり上げる意識の確立について行政指導はなされているかというところにつきまして、私からの答弁をということでございますので、後に示されております防災についての質問の前にお答えをさせていただきたく思います。

今回、つくり上げる意識の確立はできているかとお尋ねですが、安全・安心な町づくりの確立という項、また下に防犯・防災ということで質問が上がっていることから考えるに、地域の安全、地域住民が助け合って、地域の安全を確保する上での行政指導がなされているかという意味において、お答えをさせていただきたく思います。

東日本大震災から約6カ月がたちました。支え合う地域の課題を取り上げた番組が先日もなされておりましたけれども、避難生活を余儀なくされている被災者の中で要援護者、とりわけ身体に障害を持つ方々に対する行政支援がきめ細やかに支援が行き届かないという内容の番組でしたが、現実として、行政の支援の網が行き届かない部分においては、市民の皆さん、町民の皆さんの団体が共助の担い手になっているという報道でありました。

防災対策は、町民がみずからの身はみずから守る自助、地域の住民が互いに助け合って、地域の安全を確保する共助、市町村、県及び防災関係機関が町民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、それぞれの役割を相互に連携し、共同して行わなければなりません。災害において、共助の役割の中心を担うのは、議員もお骨折りいただいております自主防災組織であると思います。私たちは、地域における防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の結成及び活動に対し、現在必要な支援を行っているところでございます。具体的には、情報の伝達、住民避難、物資の輸送、医療・救護輸送等を整備することになっていきます。こうした整備確立のために、地域において話し合いを始めるため、まず、現在区長様、民生委員様を対象に研修等を行い、今後は組織に参加し、活動することを進め、防災訓練等で意識の向上を図るとともに、要援護者に対する避難誘導計画等を行っていくということで、行政が指導しながら進めていく予定にしております。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

今、町長に答弁していただきましたけれども、これは当然紙の上を書いてある事実と全く同じですね。防災に関しての災害対策基本法、後ほど触れますけれども、これについて町長はことし最初の議会で基本政策を発表されました。この際、町政運営の基本理念は参加、協働、町民自治へという項目が上がっております。これは、もちろん自助、公助、共助という考え方は防災についてはそのとおりであるとは思っております。しかし、これは自助、公助、共助といっても、どこの世界でも言葉が先に散歩しているようなもので、なかなかこの実態

というものは、自助といってもだれが自助するんですか、公助といってもだれが公助するんですか、だれが共助するんですかということでは、これは絵にかいたもちであると。これを実際に動いていかなければ、行動がないといけないと思います。

それから、今の公助、特にこの件については町民が主力の自治体運営、これも年度の政策に掲げてあります。町民が主体の自治体運営は現在どの程度までいっているのか。あるいは、芽を出しているのか、芽を出していないのか、これからどうしようとしているのか、この点で答弁をお願いします。

現在、私の頭の中にあるところによると、まだ一向に芽を出していないと、あるいは方向性がわからないと。これは私のみならず、町民全体、どのようになっているんだろうかと。あるいは、私たちの町は、過去からずっと行政の指導はしっかりしているけれども、行政の指導がしっかりすればするほど、町民自治というものはなかなかついてこれない。町民は、行政におんぶにだっこ、このような状態が今まで、過去ずっと続いてきたのではないかと思っております。町民自身、町民が参加、町民が協働する、町民に芽を出していただきたいと、このように思います。

もちろん、今の行政執行部は非常に人員も少ないです。少ない中でやっていけば、当然きつい、漏れができる。これはいけないことであると。町民にやはりある程度の責任を持ってもらう。それだけの気持ちを町民に負わせる。あるいは、区長でも民生委員さんでも今一生懸命活動していただいておりますけれども、区長、民生委員、それからその下に一般の町民、そのパイプをぜひとも築いていただきたいと、このように思っております。この件についてはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねでございますが、今議員おっしゃいましたように、行政指導が進めば進むほど、町民自治というものが逆に阻害されることもあるということは全く納得のいくところでもございます。私たちが今行っているのは、そうした町民の皆さんに協働の精神を持っていただくために、この自主防災組織に限って申し上げれば、地域防災リーダーという方の育成を図っている最中だと。その際には、まず地区の代表である区長さん、そして、日ごろから地区の中を歩いて、さまざまなお世話をしております民生委員さんを中心に地域防災意識の向上を図っていき、その後、担い手となるべく地域防災リーダーという方々があらわれるのではなかろうかと思っておりますし、入り方としてはそういう方向で考えております。

もちろん、防災士というボランティア等の資格をお持ちの方々もいらっしゃいますので、その方々も含めて、より自主防災組織が有効に機能するような形の行政指導を行っていきたい。それは、直接的に行政が組織を結成するといったたぐいのものでなくて、地域から自分たちの地域は自分たちで守ろうという共助の精神が生まれるような、そういうかかわり方、

後方支援のあり方を進めていく必要があるのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

今、町長から答弁をいただきました。このことは非常に大事なことであると思っております。ぜひとも町民が動きやすい、町民が考える、この育成を目指していただきたいと思えます。そのために、行政が何をやるかということですね。行政が頭にいたら、いつまでたっても行政の言うことを町民あるいはその他の人は聞くと。そうでなくて、町民と行政、執行部が同じ車の両輪の位置にいて、町政を運営していただきたいと。この町の町民はその意識にどのぐらいのところまできているのかということはわかりませんが、この町民の意識のレベルアップがぜひとも必要であると思えますので、町民の方々の意識改革をぜひともお願いしたいと思えます。

次に、防災について申し上げます。

上峰小学校の安全対策、特に正門、北門及び外さくの安全性は確保されているかと。確かに、この町は公債費比率は少しずつ改善されています。このような中に、経費を使えということとはなかなか申し上げられませんが、目の前の事象にとらわれて大局を失うというようなことのないように、子供さんの安全というものは何が何でも優先する事象であると思えます。

校内安全のパトロールの皆様には非常に御苦労さまですけれども、私も数年前、この防災安全パトロールのリーダーとして、学校内の安全確保に1週間に1回、あるいは多いときには2回、ずっと2年間ほどやってまいりました。しかしながら、これはソフト面の動きで限界があります。もちろん、外さくも何もない安全な町、これが一番理想な姿ではありますけれども、現実にはなかなかそうは言っておりません。正門、北門、これにはもちろん門扉もありません。さあ、どうぞお入りください、どうぞおいでくださいというような門であります。これをどのようにしていきたいと思っているか、まずは教育長のほうから答弁をお願いしたいと思えます。まず最初、大局的なことで、教育長のほうにちょっとお願いします。その後担当課長をお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、防犯関係につきまして、吉田教育長に答弁をお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

皆さんおはようございます。5番林議員の御質問の点で、ミクロな点から入るか、マクロからいこうかというぐあいに思っていたところでもございましたけど、まず御指名いただきましたので、私のほうから先にグローバル的な面からお話をさせていただきます。

まず、中学校のほうはおとといの体育大会に議員の皆様方御参列いただきまして、大変ありがとうございました。講評でも校長が申し上げていましたとおり、3年生はもちろんのこ

とですけど、全力投球して、自分たちの青春の姿を見せてくれました。皆さん感動をいただかれた部分もたくさんあったんじゃないかなと思っています。ありがとうございました。

さて、防犯の件でございますけど、中学校はそれなりに門扉等を持っておりますので、どうしても完全なる防備というわけにはいきませんが、それなりにいろんな見回りをいたしているところです。最も問題になるのは、御指摘いただきました小学校のほうでございます。小学校のほうには、この間、ポールこそ最前列に5本、今まで2本あった分プラス最前列のほうに5本設けて、車関係の侵入を防ぐことにいたしました。しかし、それはいろんな事故防止の程度でございまして、事故と申しまして、交通事故だとか、そういったものを中心でございました。御指摘いただいております防犯については、外壁のほうもまだまだでございまして、今ようやく予算化へ向けて討議をいたしているところでございます。そのことにつきましては、後ほど課長のほうからもう少し演繹していただくことにいたします。

私のほうからはお礼に安全パトロール、PTAのほうは午後いたしておりまして、午前中には民生委員を初め、老人クラブや自治クラブの皆さん、もちろん、林議員は先頭立ってこの創立にかかわっていただきまして、大変ありがとうございました。その草案に基づいて、今もずっと続いているわけございまして、ようやく生徒たちも皆さんがパトロールしていただくことにいろいろざわめきを見せることなく、落ち着いて授業を受けるような体制を見せてきております。それは一に皆様たちのおかげだと思っています。パトロールの皆さんたちには、何も教室内とかばかりを回る必要はなく、トイレだとか、あるいは外周的なものをどうぞよろしくというぐあいをお願いしております。

今期に入りましてから、パトロールの皆さんたちの連絡室は3階のほうに移動させて、ぜひそういった意味では、これからも御協力のほどよろしく願いいたします。

ネット関係につきましては、これからもっともっと本当に事犯が起これないように、注力していくように対処しなければいけないと痛感しているところでございます。

あとそういったミクロの面では、後ほど詳しく課長のほうより演繹させていただきます。失礼いたしました。

○5番（林 眞敏君）

詳しくは課長のほうに答弁していただきますが、その前に、町全体として、この問題にどのようにかかわっていくかということをお伺いしたいと思います。

現状は十分私も承知しておりますけれども、すぱーく上峰、あるいは上峰中学校、中央公園、これについては外さくも、もちろんフェンスもネットもすべて完備しております。何かそのあたりに順序が違っているんじゃないかと思っております。もちろん、それぞれの施設をつくれれば、外さくもあるいはフェンスも必要でしょうけれども、なぜ今まで小学校、一番子供たちの安全を、将来の町を築くこの人材のところには手がつけられなかったのかということですね。やはり物の優先順位といえは子供の安全が第一じゃないかと。中央公園にフェン

スがなかったら、ここに危険が多く存在していたんだらうかと。また、すぱ一く上峰でも同じですね。ここにフェンスがなかったら、ここは安全が確保できなかったんだらうかと。このあたりの優先順位がどうもこの町は誤っていたのではないかと思います。これについてはじっくりとまた答弁、あるいはどのような考え方を持っていたのかについても答弁をお願いしたいと思います。

とりあえず、課長のほうに先ほどの件につきまして、小学校の防犯対策、特に正門、北門、ネット、外さく、これについてどのように今後考えていくのか、あるいは将来どうしたいのか、どうすべきなのかということについて具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。林議員の御質問ですが、教育長が先に答弁されましたもので、ちょっと重なる面があると思いますが、答弁をいたします。

小学校の安全対策としましては、ボランティアグループの皆さんと老人クラブの有志の皆さん及び保護者の皆さんによる校内安全パトロールが毎日午前、午後、2回実施されております。また、教職員、児童に対しては年に数回、避難訓練を実施して、意識の高揚に努めています。避難訓練の内容といたしましては、火事、地震、水害、不審者対策などです。

先ほども何回も言っておられます小学校のフェンスですが、けさ方、お手元に差し上げております資料がございます。この資料にオレンジ色の部分があると思います。オレンジ色の部分がフェンスがございません。おおむね北側のほうにないと。南側についてはフェンスがすべてあるというふうなことでございます。東側は少年野球があります関係で、防球ネットがございます。それがフェンスになるかということ、フェンスがわりということ考えておいております。この現況の図面を見ただけでも、ほかからの侵入を防げるかといえ、いいえと言わざるを得ないような施設内容でございます。

2001年に大阪の池田市で起きました池田小学校事件のことを思えば、フェンスを設けて、少しでも防御したほうがよいとは考えますが、今現在では施工をいたしていない状況でございます。また、門扉についても、正門、北入り口、それぞれ同様に施工はいたしておりません。

今後は、小学校の施設整備における優先順位を考えながら、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

ぜひこれは早急に実行に移していただきたい、あるいは予算化等を要望していただきたいと思っております。

どうしても手がつけられなかった、なぜ手をつけなかったかということは、私自身はよくわかりませんが、子供たちの安全というものに何も手をつけなかった、あるいは今ま

ではハードを重視して行き過ぎたのではないかと。新しい物をつくれれば、当然附帯するフェンス等もできるでしょうけれども、上峰小学校が古いといっっては、ちょっと語弊がありますがけれども、結構年月のたったものに維持補修、そういうものへの予算化というのがおくれていたのではないかと思わざるを得ません。新しい物をつくるのはいいですけども、古きものをしっかりと維持管理をして、安全・安心というものをしっかりと確保していただきたいと思います。

防犯については以上で終わります。

次に、防災について申し上げます。

先ほど町長から答弁をいただきましたけれども、町民自身の防災意識の向上施策、これについては町民自身がどのように思っているんだろうかと。最近、必ず私が質問する直前にいろいろなものが起こってきます。3月についても大震災が起こりました。今回も台風12号ということで、何か私が災害を招く議員のように感じられますけれども、そうではなく、災害が起こるのは絶対防げないと。しかし、それをいかに小さく食いとめるかということが、私はそればかり言って、いつも災害を起こすような感じに見えますけれども、そうではありません。

災害対策基本法というのがあります。これには、まず市町村の責務、あるいは町民のやるべき責務というのがしっかりとうたっています。これについて、やはり住民自治と、先ほども町長が言うておられます。また、年度当初の施政方針でも言うておられます。このあたり、しっかり住民の自治というものを組み上げていただきたいと思います。住民は、やはり何かをやらなければいけないと、今こういう時期に来ております。住民の方々に啓蒙・啓発していく、またしていかなければいけないところまで来ていると思います。やはり言葉で治にいて乱を忘れずということでもあります。備えあれば憂いなしです。今こそしっかりとこれについて考えていかなければいけない時期に来ていると思います。これについて町長としてどのようにしていきたいかということですね。ちょっと当初の質問のあれとずれますけど、やはりこれは町全体のことで、住民に対して、これからどのようにしていきたいかということについて、いま一度お願いしたいと思います。区長、民生委員さんは今聞きました。これから、あと一歩先をどのようにしたいと思っておるか、ちょっとお願いしたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから前段で若干答えさせていただきます。

まず、8月24日に自主防災組織の研修会を行いましたところ、林議員様には講師として御出席いただきまして、また御指導を賜りまして大変ありがとうございました。

先ほど町長のほうからも述べましたが、この研修会につきましては区長様と民生委員様を対象とするものでございましたが、多数御参加いただきまして、大変有意義なものとなりま

した。

さて、町民自身の防災意識の向上についてでございますが、町では年1回、防火訓練を実施しております。ただ、今年度は火災防御訓練にあわせまして、要援護者避難誘導訓練を計画いたしまして、実施する計画を持っております。その際には、要援護者に対しましては、保健師によるバイタルチェック、それから誘導していただいた方たちにはAEDの講習をあわせて行う計画をしております。住民の皆様方が訓練に参加することによりまして、防災意識の高揚を図っていくことができます。

また、今後、自主防災組織が結成されますと、その組織において自主的に防災訓練が実施されることによって、主体性を持って町民の皆さん方が防災意識を高めることが期待されているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

総務課長、ありがとうございます。この件は、ぜひ計画をしていていただきたいと思えます。

防火訓練等に入るまでに、ここに危険性があるよという見積もりですね、このあたりから入っていただきたいと。ただ、ここに火事が起こったから防火訓練をやったというのではなくて、避難誘導についても、なぜ避難誘導をしなければいけないのかという分析、見積もり、このあたりから入っていただけたらと思えます。

たしか避難誘導というのは非常に困難であります。日ごろからこの地域の安全、ここにはどういう危険が存在するのかということ、これは区長でないと、あるいはその地域に住んでおられる方でないとわからないと思えますので、そのあたりを区長、区民、この方たちを自分の地域にはどういう危険が存在しているのかということをしかりとわかるようなことを、行政がここはこうだよというのではなくて、地域の方が自分たちの地域にはこういう危険性が存在するよ、何かあったときにはこういうぐあいにするんだよということ、それがしかり自主防災組織になるものと思えますので、よろしく願いをいたします。

今までの質問については、以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

国際交流について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねにございます国際交流について負担になっているのではないかと質問要旨の欄に記載されております。ここについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

近年、国際交流事業のあり方について、特に比較的人口規模の大きな都市において議論が

あることを承知しています。主なものとしては、人数が集まらず、その人数を確保するために主催者側が大きな負担を感じているといった意見が多いということでございます。そうした問題の解消のために、行政がやらなくても市民がやるので、市民がやることを行政がどのようにサポートするのかといった議論がなされて、個人でプランを立てたスカラシップのようなものに対する補助に切りかえるべきであるといった議論がされているようであります。

私ども上峰町の文化交流、人的交流はそうした負担の声、負担に感じる声といいますか、そういうものはございませんで、少なくとも、私には聞こえてきておりませんで、中学生の交流は日本の文化が完全に解禁された今のこの時代にある中で、子供たちの視野を広げる意味において有意義な日韓の交流ができていると考えております。

しかしながら、今後、10年間、先のことも考えれば、いろいろ時代も変わってきておりますし、韓国も大きくICT国家として、私たちのイメージする国から変わってきておりますし、今後のかかわり方、あり方等を有識者間で話し合いをしていただくといいことは妨げるつもりはございません。

今申しましたように、中学生の交流は継続してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

国際交流は大切か、大切でないかというのには、もちろん疑義は挟みません。本来であれば、ことしは韓国から日本に来るというサイクルになっておるようではございますけれども、昨年、上峰がいろいろ相手の国の事情でもってなされなかったということは十分理解できます。行政でこの交流事業をやれば、どうしても行政負担になります。これは必然的にお金の問題にはね返ってくると。お金の問題にはね返ってくれば、予算上も当然経費として計上しなければいけない。町長もお答えいただきましたように、民間レベルということは、今やはりここまでおろしていかなければいけないのではないかなと私は思っております。

ちなみに、8月、夏休み時期に韓国の剣道の中学生が日本に来られたようではございますけれども、向こうは日本で何か吸収しようとやはり思っているのではないかと。それにこちらは一切情報を出さない。情報をどんどん出していく。確かに韓国のほうはIT関係は非常に進んでおります。ITを吸収するのがいいことで、私はそうでなくて、やはり文化面を吸収するのが必要でないかなとは思っております。

先日、たまたま私はハンゲル教室を開いて、子供たちに教えておりますけれども、子供たちから「今度はいつ来るの」という素朴な質問を受けております。しかし、私は答えるものは何も持っておりませんので、「さあ」と言うぐらいしかですね。あるいは、教育課のほうに言って、少しずつこぼしているぐらいしかありません。そのように、やはり子供たちはそう思っているんです。「いつ来るの」ということは、来れば自分たちも知識がある、文化を

吸収する、そして逆にいえば、こちらから向かっていくと、その交互の繰り返し、過去はそうであったと思います。それが途切れる。こちら側がその行動を起こさなければ、相手の国も、やはり相手の事情を考えて遠慮するであろうし、そうすれば、少しずつ消滅していくんじゃないかという危惧を持っております。

この後に、やはりこれも行政のことですけれども、せっかく韓国との姉妹都市を結んでおりながら、姉妹都市とは名ばかり、実際、動いているのは子供たちの交流だけだったと。あるいは、その子供たちの交流も徐々に消滅していったら、国際交流という名前がひとり歩きしているだけで、実態はなかなか国際交流になっていないのではないかと。これも子供たちのことで、子供たちはやはり向こうに行って、向こうの文化を吸収する、あるいは向こうと友達になりたいと。そして、それが将来の町の発展に役に立つと私は思っているんですけれども、このあたりについても、行政ができないのであれば民間レベルまで下げて、そして、活動をもう1回広げて行っていただきたいと思います。この件について、ちょっと答弁をもう1回お願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。それでは、ちょっと私が先に御質問いただいております、外に向かつての情報発信が不足しているのではないかという件に関しましてでございますが、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、今現在、本町での国際交流というものの主なものとしては、韓国の驪州郡の中学生の生徒さんたちと上峰中学校の生徒さんたちによります相互訪問交流というものになってきております。この交流内容につきましては、交流結果といたしまして、中学校のホームページなどで画像を駆使して、詳しく説明をされておりますし、またその結果は、町の広報かみみね、それから町のポータルサイトにも掲載して、町民の皆様にはお知らせをしておるところでございます。

先ほどいつ来るのかと、そういったことでのお話がございましたけれども、確かに一昨年ですか、鳥インフルとか、そういう病気の関係でなかなか日程調整ができなくて、はっきりといついつ訪問するとかいうものが、向こうの学校の入学時期とか、そういうものはこちらが違っていると、いろんなことで、例えば、国内での交流でいついつこういうことがありますということがお知らせできないというような状況になっていたということは確かだというふうに思います。

今後、この交流につきまして、これまで以上に町民の皆様へのできる限りの周知を心がけてまいりたいと、そういうふうに思っておるということでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねでございますが、積極的な行政指導、民間の交流についてすべき時期に来ているのではないかというお尋ねであったと思いますので、その点についてお答えさせ

ていただきます。

民間による国際交流としましては、スポーツ交流、文化交流が一般的だと思いますが、このほか、各地域の特性を生かした交流も盛んなようでございます。我が町の民間交流としましては、町剣道連盟と韓国ソウル市内の剣道愛好家団体との交流がございます。これは昭和59年度からの本町の剣道愛好家とソウル市内の剣道愛好家団体とのスポーツ文化交流に始まり、平成12年度からは町剣道連盟とソウル市内の剣道愛好家団体との交流へと発展し、今日に至っているものでございまして、本町の国際化に多大なる貢献をいただいていると感じております。

恒例になっております韓国からの来日は、ことしは8月の夏休みを利用した3泊4日の行程でございました。小、中、成人を合わせて10名の皆様が本町を訪問され、剣道交流のほか、多方面での交流が行われ、相互理解を深められたと聞いております。

今後も、本町内で民間による国際交流が盛んになることを大いに期待いたしております。以上です。

○5番（林 眞敏君）

結局、この事業を民間レベルまで下げるということについてはまだ考えておられないということですね。まだ行政でそのまま携わっていくということだと思います。それでよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員のお尋ねでございます。今現在は、先ほど申しました行政による韓国と中学生の交流を行っております。これについて負担の声もございませんし、むしろ、これを待っているという声のほうが私にも大きく聞こえてきます。こうした交流を続けていく必要があると思っております。先ほどから申し上げておるように、継続していきたいと思っております。

あわせて、民間の交流は剣道の愛好者の皆様方が積極的に取り組んでおられます。こうしたことについても、もっと盛んになるように大いに期待をしていきたいというふうに申し上げます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

それでは、次に進みます。特定健診について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうから5番林議員の特定健診について、受診率向上施策はどうあるべきか、現通院者等に対しての指導はなされているか、未受診者への健康指導はなされているかという質問に対して答弁をさせていただきます。

平成20年4月より国民健康保険に加入する者のうち、40歳から74歳の方を対象として、特

定健診及び保健指導を実施するようになりましたけれども、今年度も特定健診と各種がん検診を6月22日の水曜日から6月25日の土曜日まで中学校の体育館のほうで実施をいたしまして、528名の方が受診をされました。受診をされましたら、健診結果を個別に説明をし、結果内容により、生活習慣の改善に対する実践可能な目標を設定し、個人の生活習慣病改善の取り組みを支援する動機づけ支援や生活習慣の改善に対する実践的な目標を設定し、3カ月から6カ月をかけまして、個人の生活習慣改善の行動の継続を支援する積極的支援の特定保健指導を行っております。

生活習慣病予防により、健康寿命の延伸と医療費の抑制を図るためにも、特定健診の受診率の向上にさらなる努力をしていきたいと考えております。

特定健診につきましては、通院中の方も対象に含むために、広報紙や受診案内、チラシでもお伝えをしております。通院中の方でも、血压や血糖値が高い方がおられます。こうした方に対して、健診データを説明し、生活習慣改善の支援とかかりつけの医師や専門医療機関への相談を進めております。

受診率向上のために広報紙掲載での周知、対象者に対し受診案内のチラシと受診票の戸別発送、広報車での受診勧奨、未受診者に対する保健師の訪問指導、勧奨等により、受診率の向上に努力したいと思っております。

また、6月の集団健診に来られていない方、現在、治療中の方も含んで、戸別に受診券を郵送し、8月・9月号及び10月・11月号の広報紙に掲載をし、受診されるように進めております。

なお、資料のほうなんですけれども、現在、受診率が年々下がってきております。平成20年度でいきますと、受診率が52.9%、平成21年度が50.7%、平成22年度が46.7%ということで、だんだん下がってきております。今年度もなんですけれども、主に50歳台の男女の方が低いようですので、特にそういう方々を対象に保健師が訪問し、受診勧奨を行っていききたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○5番（林 眞敏君）

確かに毎年下がってきているようですけれども、一般的に上峰は受診率が県内でも1番だということで、私どもも喜んでおりました。しかしながら、実態はことしは38.7%と、かなり昨年の46%から38%と10%近くも下がってきています。これは学校の成績で言うわけではないんですけれども、合格点というのは大体どの社会でも60点ぐらいが合格点です。このあたりまで目指していただきたいと思えます。

それともう1つは、どこに問題があるのかよくわかりませんが、先般、私も特定健診に行きました。そうすると、やはり知り合いで来ておる人に「奥さんはどうしたの」と言う「いや、うちの女房は通院しているから来ません。通院しているからいいです」という

答えが返ってきました。通院しているということは、特定健診項目に該当していることで通院しているのか、あるいは全く違う病気等で通院しているのかはわかりませんが、こういう考え方がまだあるのではないかなと思います。町民の方は特定健診というものをしっかり理解しているのか、あるいは私はほかの病気等で通院しているから、特定健診は受けなくてもいいんだよという意識があるのかなと思っているんですね。どうもこのあたりがよくわからないんですけれども、広報紙で出す、あるいは保健指導等も回っていただいているようですけれども、特定健診を受ける側がどのように認識しているか、ちょっとわからないところもありますので、この意義をしっかりと理解してもらわないと、何かほかの病気等で通院しているから、私はこの健診は受けなくていいという、こういう考え方では受診率はいつまでたっても向上しないんだらうと思います。

確かに公費負担はどちらもかかりますけれども、一般のことで通院されれば、当然公費負担は非常に大きいですね。7割、8割、9割ぐらいは公費負担をしなきゃいかんということになりますので、そのあたりの周知徹底をお願いしたいと思います。

あともう1つ、今私が質問しようと思っていたのは、未受診者への健康指導というのがなされているかということで、今の点につきましては、いろいろ巡回指導等もなされておりますので、これについては納得いたしました。

以上でもって、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

林議員、最後の答弁は要りませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で5番林眞敏議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

次に、1番原田希君お願いいたします。

○1番（原田 希君）

皆さんおはようございます。1番原田希でございます。

私、1月末に町民の皆様の負託をいただきまして、今のお役目をいただいております。

ございますが、もうすぐ8カ月を迎えようとしております。そんな中で、毎日、皆様の思いを届けられているのか、皆様の声をきちんと届けることができているのかと、いつも自問自答しているわけでございます。

今回、質問に関しまして、公約を私幾つか上げさせていただいておりますので、その中の幾つかを質問させていただきたいというふうに思っております。

まず1つ目に、子育て支援についてでございます。

3月定例会におきまして、待機児童についての質問をさせていただきました。その中で、保育所の申込人数が245名というお答えをいただいております。今回、町長の町政報告によりますと、合計230名の保育に欠ける児童の保育の実施をされているということでございました。申し込みの人数よりも15名ほど少なくなっておりますので、その理由を伺いたいというふうに思います。

2点目に、今後の子育て支援について、いろんな情報の収集により事業を進めていきたいということをも6月定例会で課長にお答えいただいております。実情を把握するためのさまざまな情報の収集はどのように行われているかを伺いたいと思います。

大きく2つ目に、活気ある町づくりについてでございます。

上峰町におけるお祭りやイベントなどの開催の考えは持っていらっしゃるかどうか、町長のお考えを伺いたいと思います。2点目に、近年、地域や企業等において、PRなどのため、御当地キャラが全国で誕生しております。我が上峰町においても、町の活性化、イメージアップ、PRのため、御当地キャラをつくってみてはいかがでしょうか。

大きく3つ目に、環境衛生についてでございます。

上峰町として4R運動を推進されているということもございますが、具体的にどういう取り組みが行われているか伺いたいと思います。2点目に、平成22年9月30日をもって庁舎前における資源物の回収、これが終了されております。当時、広報紙に終了しますというお知らせが載っておりましたが、終了された理由を伺いたいと思います。3点目に、庁舎前資源物回収再開の予定はあるかどうか、これを伺いたいと思います。

大きく4つ目、学校教育についてでございます。

年々、夏の暑さが増してきているように感じておりますが、そんな中で毎年のように熱中症に関する報道がっております。町内の小・中学校において、猛暑による熱中症等の被害はないかどうか、またその対策、予防策はどのようにされているか、これを伺いたいと思います。

以上、質問事項でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それではまず最初に、子育て支援について執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

皆様こんにちは。それでは、子育て支援について御答弁を申し上げます。

まず、15名少なくなった理由はという御質問がございました。この入所希望者の自己都合によるものがほとんどでございます。第1希望の保育所にあきができたためや、母親の勤め先が変わったことによるものや、各家庭の協力があって、自宅でお父さん、お母さんが見ているといったことで退所されたり、そういったことでの人数が差し引き15名だったということでございます。

新年度の申し込みについては、実情の把握のため、申込書配布時期の周知を広報紙及び町のホームページにおいてお知らせをいたしております。具体的には、10月の広報紙に受け付け日と入園の説明会について掲載をし、その後、各保育所において一斉受け付けを行ってまいります。

以上です。

○1番（原田 希君）

済みません、自己都合で御自宅により子供さんを見ておられるということでございますが、もう預ける必要がなくなって退所された、15名全員そういうことだということでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

15名のうち、14名につきましては転所、違うところに移られておられるということです。その都合が、家庭の事情だったり、お父さん、お母さんの仕事の都合でということと転所されておるということとでございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。1番議員、次に進んでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

実情を把握するための情報収集についてはどのようにされているかという質問に執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

先ほども申し上げましたとおりに、新年度申し込みについては、実情把握のために、町配布の広報紙、またホームページにおいてお知らせをいたしております。具体的には、10月の広報紙によって受け付け日と入園説明会等について掲載して、各園にて受け付けを行っていくということとでございます。

○1番（原田 希君）

実情を把握するため、広報紙等の利用ということとでございます。お子さんをお持ちの方々、子育て世代の方々の、何と申しますか、保育に対する考え、思い、そういったことを把握するための努力と申しますか、情報の収集、そういうことはなされていらっしゃるでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

そういったケア的な分につきましては、何といたしますか、相談ということで、父兄さんから相談があればそれに乗って、いろんなアドバイス等を行っていることは実情ございます。あとは、そうした保育に関しての問い合わせについては、住民課のほうでも指導を行っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

相談があればそういう話を聞いて対応されているということでございました。これまで何回も言ってきたとは思いますが、上峰町は年々人口が増加しており、他市町では類を見ないような人口構成の上でバランスのとれた町であると、若い町であるということを町長もおっしゃられていたと思いますが、近隣で人口が増加しているところであると、上峰町、鳥栖市、吉野ヶ里町ということになると思うんですが、若い方がどんどん近隣から流入してこられているということは、やはり子育て世代の方々、働く世代の方々がどんどん来られているんじゃないかと理解をしております。

そんな中で、そういった方々の子育てに対する思いや悩み、希望などを積極的にこちら側から情報収集に行くということが必要ではないかというふうに私思っております。相談があれば受けるということでございますが、なかなか一般の方からすると、役場まで来て、こういうことで困っていますとか、こういうふうにしたらどうですかということは、特に若い方々、一般の方が若い方々ならなおさらなかなか言えないんじゃないかなというふうに私考えております。できれば、そういった方々に対する積極的な支援という形で、どんどん行政のほうから積極的にそういった方々のところに出向いていくとか、おたっしゃ館等で若いお母さん方が集まって定期的にサークル活動というんですか、何かそういったこともされているという話も聞いております。そういったところに行政のほうから積極的に出ていっていただいて、かしこまった感じで行くとまた本音が聞けないというところもあると思うんですが、ざくばらんにそういった思い、願い、そういったところを聞く機会を設けられてはいかかかなというふうに思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

ただいまおっしゃっていただきました内容につきましては、できる限りこちらのほうも情報を入手したい部分もございますので、そういったサークル等にもお伺いしながら、そういった提案についての対策等についても検討してまいりたいというふうに思います。

○1番（原田 希君）

できる限りやっていただけるということでございます。また、そういったサークル等あるところに行ってくださいということも必要だと思うんですが、行政としてそういった、何といたしますか、情報交換の場、意見交換の場、コミュニティーの場というんですか、そういうところを何かつくっていただくというようなこともあっていいんじゃないかというふうに思

いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

現在、健康福祉課のほうでは、まず乳児健診等でお母さん方のそういうふうな相談、あるいは2歳児相談ということで町民センターのほうでやっております。それから、先ほどのサークルの件なんですけれども、育児サークル子育てらんどということで、おたっしや館のほうで健康福祉課としてはやっております。

以上です。

○1番（原田 希君）

乳児健診ということで先ほど言われました。乳児健診が終わって、例えば、そのままもうお疲れさまでしたと言って帰っていただくのではなくて、そこで、例えば、何かお茶とかお茶菓子とか用意していただいて、意見交換、ちょっとした雑談、1時間程度ここでお話ししていただきますよと、そういったところから、やはりそういう方々の本音というか、思い、そういったところが酌み取れるんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味では、そういうことも今後前向きに検討して行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの乳児健診、これにつきましては、どちらかというとは個別健診、個別の子供さんの健診ということになりまして、そういうふうな雑談的なお茶を飲みながらでの話というのが、先ほどの育児サークル子育てらんどということで、おたっしや館のほうでやっておりますけれども、こちらのほうはそういうふうなお母さんたちの悩み事とか、そういうふうな個人の部分を自分たちで話し合われているというような機会はあります。

以上です。

○1番（原田 希君）

サークルのたびにそういった雑談の機会があるということでございますので、機会があるときもあるということで、毎回行われていないということですかね。できれば、何かそういった定期的な意見を聞くことのできる場というのがあればいいかなと。おたっしや館のほうでそういったことを雑談する場があるということは大変うれしく思います。もともとあちらこちらでたくさんの方が参加できるような形をつくっていただけたらなというふうに思います。上峰町は他町では珍しい人口増ということで、若い世代がどんどん入ってきております。やっぱりほかの町に負けないような子育て支援、そういった世代の方々、働く世代の方々の思いにできる限り近づけて、やっぱり上峰よりも吉野ヶ里がいいかなとか、そういうふうには言われないうように、子育てするならやっぱり上峰だねというふうなイメージといたしますか、そういう状況をぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

最後に答弁要りませんか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）どうぞ答弁をお願いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

なるだけお母さんたちの交流の場を幅広く持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。活気ある町づくりについて、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

1番原田希議員の御質問でございます活気ある町づくりについてというところで、私からまず答弁をさせていただきます。

お祭り、イベントにつきましては、昨年、商工会の関係の方々の総意として、自発的に町に一筋の明かりをともしようという趣旨で、鎮西山さくら祭りということを企画されてきました。ところが、御案内のように、3月11日の震災によりまして自粛されたということで聞き及んでおります。

来年度の実施に向けて、この間、町にも協力依頼を含めた協議がなされたということでございますが、その際、私どものほうから歩こう大会を4月に繰り上げて実施してみようかという話で進んでいるようでございます。現在、歩こう大会のほうの所管の教育委員会からの連絡を待っているということで商工会からは聞いております。町としましても、実にそうした団体が主体的に町に一筋の明かりをともしようということで、心の通ったお祭りを提案していただいておりますので、開催につきましては広くさまざまな団体がかかわり合う形の中での開催が望ましいと思っておりますので、今後、協議のフィールドづくりは後方支援していきたいと考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

3月にさくら祭りということで議会でお話があったおりましたが、震災を受けて自粛ということで、これはなくなったものかなと私個人的に思っておりました。ただ、来年度、協議をされているということでございますので、そこをちょっと具体的にもう少し教えていただけたらなというふうに思います。お願いします。

○振興課長（江崎文男君）

イベント的、祭的なものということで質疑ですけれども、まず先ほどのさくら祭り等の詳細な内容ということですが、その前段として、今、本町が行っているといいますか、ほかのそういうふうなイベント等に参加している部分もでございます。

そういう中で、ちょっと幾つかお知らせをしたいと思っておりますけれども、先ほど言われましたとおり、祭り、イベント等につきましては、本町についても平成13年、14年、14年が最後

だったんですけれども、ふるさとふれあい祭り等の開催もございました。その後につきましては、上峰町のイオンにおけるサマーフェスタ等の共催という中で、補助金をやりながら町としても参加してきたわけでございます。

そういう中で、先ほど述べられましたさくら祭り等についても、その間、実際、鎮西山のほうでさくら祭りということで昼間あって、夜はライトアップということでの祭り等もございました、経緯としてですね。そういう中で、今現在行われているのが、御案内のとおり上峰のイオンにおけるサマーフェスタのみが今残っているような事態でございます。

そういう中で、他の市町におきましてのイベント等につきましても、上峰町についてはいろいろと参加をしているところでございます。そういう中で、今年度におきまして、10月23日のぐるりん観光物産展ということで、御案内のとおり新鳥栖駅の開通に伴うイベントがございます。そのような形でのイベントに上峰町としても商工会等と一緒に参加をするということで、大体テント半分のスペースに町の担当、商工系のほうと上峰町の商工会という形で展示をしていきます。内容につきましては、上峰町の商工会のみろくや秀麴の御協力によりますめん類の販売等がございます。また、町内の観光といたしましては、米多浮立、文化財のPRということでやっていきます。それと、引き続きプレミアム商品券の販売、これにつきましては、後半についてはまだ具体的になっていませんけれども、県内で使われる商品券をとということで、今のところ1セット10千円に対して4千円程度は町外でも使われるような今回はプレミアム商品券を売り出そうということで県もしているところでございます。

そういう中で、今回のぐるりん観光物産展においても、そのようなプレミアム商品券、上峰町におけるPR、それもしていきます。また、ちょうど10月23日につきましては、今年度は米多浮立との重なりがございまして、そういう中で米多浮立についてはDVD映像等をその場から発信して、皆様方にそれもまたPRしていこうという中で、他の市町におけるこのようなイベント等については、今後も積極的に参加していくつもりでございます。

話は戻りますけれども、さくら祭りでございますけれども、商工会の方々と来年度におけるそのようなお話し合いをした経緯がございます。そういう中で、先ほど町長申し上げましたとおり、ライトアップについては東日本大震災の関係で自粛という中で、来年度においてはライトアップをぜひしていきたいというお話がございます。それで、一つその中で話があったのが、さくら祭りの時期ということで、これにつきましては、まずは人を呼ぶのが一番の得策という話になったところで、先ほど町長が申し上げましたとおり、町主催の歩こう大会と同じ時期でこのようなさくら祭りをやっていったらどうかと。そうすることによって、歩こう大会についての人員参加、またはそのまま残られて1日さくら祭りに参加してもらうというようなことでの話を進めてはということで、現在、商工会とはそのような話で今進んでいるところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

ぜひこのさくら祭りですね、私もこれは昔はあったと聞いておりますが、私はこれに行った経験が恐らくないと思います。全くどういった感じのお祭りなのかというところで、実施に向けて動かれるというのは非常に楽しみでありますので、ぜひ成功に向けて頑張ってください、また私も協力できるところは一緒になってやっていきたいというふうに、ちょっと浮き浮きしているところでございます。

町としては、他町のさまざまなイベント等に参加をされているということでございます。ただ、町内で行われるお祭り、現在、イオンのサマーフェスタだけということでございました。近年、人口増等々、いろいろ理由はあるとは思いますが、夏休み前の地区懇談会等でもお話が出ておりました。子供たちが友達づくりが苦手だ、コミュニケーション能力が下がってきているんじゃないか、こういったことを地域でどう対応していったらいいのかというテーマでいろいろお話があっていました。やはり子供たちは大人の背中を見て育つわけですから、まずは大人たちが近所の方たちとコミュニケーションをとって子供に示していくことが必要じゃなかろうかというお話も出ておりました。

確かに考えてみますと、近年、核家族化の進行に伴いまして、御近所づき合いというのがだんだん薄れてきているんじゃないかという実感は非常に強く私も持っております。私も今のところに引っ越してきました、まだ今のところに10年ほどですかね、住んでおりますが、なかなか御近所とのおつき合いができていないと言われると、全然できていないんじゃないかというふうに思っております。そういった、地域のことは地域でやるべきことかもわかりませんが、町としてもそういったきずなをつくるといいますか、町民の皆さんが一緒になって何かをなし遂げる、何かをつくり上げるということで、そこに一体感が生まれてくるんじゃないかなというふうに思っております。財政事情等、厳しい上峰町ではございますが、そういったきずなを強くつくることによって、こういった困難を乗り越えていけるきっかけになるんじゃないかというふうに思いまして、こういったイベント等の開催を考えておられるかという御質問を出させていただいております。町長も就任以来、上峰町は一つだということをおっしゃっていたと思いますが、そういったきずなをつくるといいますか、そういったことに関してお考えをちょっと伺いたいなというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねでございますが、きずなづくり、本当に今、3月11日の震災以降、きずなづくりが全国各地で本来の日本人のあり方というものを再確認させられることが相次いでいます。先ほど来おっしゃっておられますように、地域において古きものをすべて投げ捨てるがよいというような流れがこの何十年も続いてきた中であって、私たちが自分たちの地域における基準とか、秩序とか、そういうものを定めるちょうつがいをなくしてしまったようにも思っております。ドアの開閉にはちょうつがいが必要ですよということをよく最近お

話しさせていただきますけれども、やはり社会が吹けば飛ぶような、そういう存在であってはならないわけですから、こうした秩序、伝統、文化、歴史というものをしっかり守り保っていく必要があるということで、一昨年になりますか、米多浮立、西宮浮立、こうしたお祭りに対してしっかりと補助をしてきた経緯がございます。今後とも、そうしたものを後世に、まさに子や孫のにじのかけ橋として引き継いでいくために尽力していきたいと思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

上峰町には、失われたといいますか、もう今現在行われていない昔ながらのいろんな伝統の行事だとかお祭り、そういったものがたくさんあったというようなお話も聞いたことがあります。そういったものを、例えば、また復活させてみるとか、そういうことをする過程で、お年寄りから若い子供たちまできずなをつくっていく、上峰のいろんな歴史を教えていただくということもできるんじゃないかなというふうに思っております。

今現在、上峰町、ここ数年が借金返済のピークだということで、町民の皆さん、これは町長も言われていますと思いますけど、我慢をしてくださいということはずっと言われていたと思います。いろいろと町民の皆様とお話をさせていただくと、やっぱり一人一人いろんな町づくりに対しての思いというのを持っていていらっしゃいます。ただ、最終的には、もうお金がないもんねということで、財政厳しいということは町民の皆さんも十分に御理解をされているということで、これまで、今現在もいろんなことを我慢してこられているというふうに思っております。ただ、ここ数年が借金返済のピークだということでございますけど、そこを抜けてもそんなに急激に財政が豊かになるとは思えないわけでございます。そんな中で、我慢がいつまで続くのかなということを私考えておまして、我慢だけを続けるというのは非常にやっぱり生きていく上でも厳しい、つらいことだというふうに思います。我慢を継続するためには、要所要所、節目節目でそういった我慢をするための動機が必要だというふうに思っております。それが今回、こういったイベント等をしてはいかがかという質問に至ったわけでございます。今のところ、来年度に向けてさくら祭りの計画が進んでいるということでございますので、これをぜひ成功させていただいて、また活力ある上峰町を取り戻す足がかりにさせていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

御当地キャラについて、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

1番原田希議員の活気ある町づくりについて、町の活性化のため御当地キャラをつくってみてはという御提案をいただいておりますが、いわゆる御当地キャラというものがブームに

なって、まちおこしのきっかけを得た自治体も存在するというところで広く聞き及んでおるところでございます。多くは町のイベントの活性化をねらったものや、観光資源や文化財、名産品のPRを兼ねたもの、町の政策を実施する際の啓発活動、そうした促進を託したたぐいのもの、公認マスコットの役割を持つものなど、さまざまあると思いますが、今は全国的には、何ですか、御当地キャラサミットなるものも存在しているということで大変驚くわけですけれども、このように御当地キャラをつくる上では、イベント、各種キャンペーン、まちおこし、名産品の紹介など、このような地域全般の情報PRを念頭につくられるものであると考えます。

これは、議員御存じかどうか知りませんが、私の記憶が確かであればイラスト等も含まれるということで、この御当地キャラでございますので、米多浮立のてんりゅうくんというキャラクターが実はチラシには載っておったと思いますけれども、上峰町もこういうキャラクターをつくっております、これはイラストですけど。財政の健全化のためにイベント等の実施を抑えてきているというのが現状でありまして、先ほどの議員の御質問にもございましたお祭りを初めとする歴史的な文化財もございますので、郷土愛にあふれた強いメッセージ性を持ち、積極的な発信をする上で有効であろうとは思っております。

しかしながら、その一方で、行革を行っている自治体の多くでは、一般的に行政の自己満足的なPRによって無駄な浪費としか言えないという厳しい御指摘をされている自治体も少なくないようでございます。本町では、期待の高まりももちろんですが、人的なサポートの面から見ても、マンパワーが不足しているというところもありますし、早急な実現に課題は多いと言わざるを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

私は7月の広報編集委員会のときに、このてんりゅうくんのイラストを初めて——初めてといいますか、パンフレット等に載っていると思うんですけど、見させていただいて、上峰町にこういったキャラクターがあったのかというお話をしていたところ、いや、これは上峰町のマスコットではないんだと、浮立のマスコットなんだよというお話を聞きまして、上峰町にも何かこういった心温まるような明るい話題があったらいいなというふうに思いまして、今回、こういったつくってはいかがでしょうかという御提案をさせていただいたわけでございます。

やっぱり財政が厳しいということで、いろんな新しい事業とか、お金のかかることを控えておられるわけでございます。何かこう、町全体がお金がないと、我慢しなきゃいけないと、暗い雰囲気になっているんじゃないかなというふうなことを思いまして、当然行政としては財政事情、そういったことをどんどん伝えていかなければいけないわけでございます。そういった、何といたしますか、借金とか、そういう話ばかりになるのは当然のことだというふう

にと思いますが、何か、例えば、町長にはたまには明るい大きな夢を語っていただきたいなと私思うところもございます。何かこう、実現は不可能でも、こういった町にしたいなという、こういうふうになればいいなという、そういう何かお考えが町長あられたら、たまにはちょっと明るい感じでお考えを聞きたいなというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田議員のお尋ねでございますけれども、恐らく言われているのは、何か物産や観光資源等のPRのためのマスコットというよりも、町の象徴といいますか、いわゆるゆるキャラですか、ああいういやし系でほんわかさせるような町のマスコットをつくられてはどうかということじゃないかと理解しますけれども、すなわちイラストでなく、着ぐるみですか、そうしたものを活用したらどうかという御提案だと思っておりますが、この御当地キャラ、実は私調べてみますと、先ほども申しましたが、戦略的にどの自治体も考えを構築されながらつくられております。そのキャラクター自身にストーリー性を持たせて、歴史、文化、そうしたものをPRする材料に、しかもマスコットの目に映る戦略的な広報の仕方を自治体が、職員が組織として動いてPRされているわけです。企業等においても、こうしたキャラクターの売り出しには力を入れている企業も多くあると聞いておりますが、先ほど申しましたとおり、本町はマンパワー的なところで見ましてもなかなか難しい状況、全国で類似団体比率2番目の職員数でございますので、こうした状況からかんがみて、財政的にもそこに投資をして何か売り出す、そして、上峰町として利を得るような、そういうきっかけになるような存在にはならないんじゃないだろうかという意味で、今現在は難しいというふうに、難しいと言わざるを得ないというお答えをさせていただきました。

以上です。

○1番（原田 希君）

難しいということでございます。これ以上はちょっともう言えないかなというふうに思っておりますが、ちょっと思いを言わせていただくと、例えば、さくら祭りを実施の予定だと。そういったことで、鎮西山の桜を町内外の方にどんどんアピールしていきたいということでございますので、何かそういったお祭りに合わせて、例えば、ちんぜいくんとか、何かそういったキャラをつかって活性化につながればなというふうに思っていたところでございました。

以上でこの項を終わりたいと思います。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。環境衛生について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

環境衛生について御答弁申し上げます。

4 R運動について具体的取り組みはと庁舎前資源物回収の廃止の理由、再開の予定はとい

う御質問に御答弁申し上げます。

まず、ごみ減量化に協力いただき、広報紙を通じて減量化の取り組みを行っております。4 R運動推進を行っております。この4 Rという意味でございますけれども、ごみの発生回避、これをリフューズと申し上げます。また、発生抑制をリデュース、ごみの再利用をリサイクル、それとごみの再使用をリユース、こういった頭文字のRを4つとって4 R運動推進でございます。

また、そのリサイクルの3ポイントということで、何と申しますか、ごみについての衣類等については天候を考えて出しましょう、また、そういったものにつきましてはひもでくくって出しましょうといったことの推進も行っております。瓶とか缶につきましては、汚れたものは洗って出しましょうということで、ごみの減量化に取り組むといったところでございます。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

今御答弁いただきました4 R運動について、ひもで縛って出しましょうとかいうことでしたが、具体的にそういったことを浸透させるために、行政から回収所に一定の指導とか、そういったことはなされていないのでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

その点につきましては、各地区でのそういった指導とかお願いはやっていっております。

○1番（原田 希君）

4 R運動ということで、これは非常にいい取り組み、運動だなというふうに思っております。現在、各地区に行って指導されているということでございますので、この4 R運動について、ごみの分け方について、町民の皆さん一人一人が確実に理解できるような、また徹底した4 R運動の浸透というのをぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

庁舎前資源物回収の廃止及び再開の関係につきまして、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

庁舎前資源物回収の廃止の理由はということに御答弁申し上げます。

庁舎前の資源物回収につきましては、ごみの分別収集を学んでいただき、地域において指導を行っていただくことを目的として設置いたしておりました。区長さんは先進地視察をしていただき、地区において中心的指導者として協力をいただくために研修をしていただいております。役場前は、少しでも多くの方々が分別収集を学んでいただき、各地区での指導者として協力していただくことを目的としておりました。各地区での分別収集がうまく実施されていますので、庁舎での収集の開始は考えておりません。

以上です。

○1番（原田 希君）

私も個人的な話なんですけど、家庭ではごみ出しの担当をしております。庁舎前に資源物回収ということで設けていらっしゃる時は、なかなか、まず朝起きて、子供たちの保育園、学校に行く準備をばたばたとしておまして、それから会社に行く準備をして、ああ、もう間に合わんということでそのまま会社に行くような、何と申しますか、小さいお子さんがいらっしゃるころは大体そういった慌ただしい朝を送っていらっしゃるというふうに思っております。

そんな中で、月に1回ないし2回ということで、地区の分別の回収というのが行われているというふうに思いますが、これはばたばたとしていて、例えば、ああ、きょうだったというふうに忘れてしまった場合、1カ月後までペットボトルとか空き缶とかが台所にごさっと残ってしまうわけでございます。

そんな中で、庁舎前の資源物回収というのは、私、非常に助かっておまして、出ささせていただいたわけでございますが、これが中止ということで広報紙に出まして、実際中止されたわけでございます。やっぱり何かこう非常に困るわけで、それと同じような生活環境、朝、慌ただしく子供たちをというような状況を送られている方にいろいろ話をその当時伺いましたところ、ちょっと1回出すのを忘れて来月まで待たにやいかんと。役場での回収は非常に役立っていたんですけど、もうこれもなくなってどうしようかな。ああ、もうペットボトルを仕分けて1カ月待って出すの面倒くさいから燃えるごみで捨てていますよとか、そういう話も多く聞いたわけでございます。その辺で、例えば、庁舎前でやられていたときと今現在やめられているときで、資源物回収の量の増減と申しますか、もしわかればちょっと教えていただきたいと思っております。回収されていた、そこをメインで出された方が結構、私の感覚としてはいらっしゃるというふうに理解をしておりますので、これがなくなったことによって、もう分別をせずにごさっと燃えるごみでペットボトルを出したりとかで、資源になるごみの量が役場で回収をされていたときよりも減ったということはないでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

役場のほうでの資源物回収を実施しているときと、やめた場合のごみの量の差でございますが、これは前よりもかえって少なくなってきております。というのは、要するに役場の前で回収しているときには、よそから持ってきているごみがほとんどやったと、そういうことで町内の部分が少ないような感じが、これは捕まえて確信をとったわけではないんですけども、ごみの種類についてが、専門的な業者が使うような、そういったごみも結構多かったんですよ。それで、これではちょっとそういったごみの出し方について見本にはならないということもありますし、そういうふうでやめたときよりもふえるというふうなことではちょっとだめですので、中止という方向で決断をした次第でございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

それでは、もう再開の予定はないというふうな理解でよろしいでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（大川隆城君）

答弁いかがですか。今の質問に対しての執行部の答弁をお願いします。

○住民課長（福島日出夫君）

担当課のほうといたしましては、再開のめどはないというふうと考えております。

○1番（原田 希君）

再開の予定はないということでございます。ちょっと残念な気もしますが、いずれにいたしましても、4R運動ということで、リサイクルは最終的な手段なのかなというふうにも思いますが、これからも行政の徹底したリサイクル、4R運動全般についての行政の指導というのを行って行っていただきたいなというふうをお願いをして、この項を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。学校教育について、熱中症関係のことでございますが、被害がどうかという問題、それと対策について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

猛暑による熱中症の被害はないのか、熱中症等の対策はどのようにされているのかという原田議員の質問でございますが、この2問につきましては関連性がありますので、続けて回答させていただくよう原田議員に御了解いただいておりますので、そのようにさせていただきます。

まず、熱中症の被害はないかとの質問ですが、これについてはありませんでした。教職員の方々が生徒・児童の動向を注意深く観察されているたまものと思います。

また、対策ですが、中学校では先週土曜日に体育大会が開催されました。この折にも、プログラムの中にわざわざ給水タイムという時間を設定するなど、対応されていたのは御存じのとおりだと思います。また、練習ですが、練習については夏休み終盤から実施されておりました。テントを設営し、休憩する際は日陰でさせるなど、また帽子をかぶり、小まめな水分補給を実施しておりました。中学校ですが、部活動においては保冷剤を各クラブに20個ずつ配付をし、少しでもぐあいが悪くなった場合は休憩をさせ、外気や扇風機に当たるなどの処置をとるように指示をしております。小学校においても、10月2日に開催される体育大会に向けて今週から練習が始まります。小学校においても、中学校と同じようにテントを設営し、これを活用しながら水分補給、休憩などを小まめに行うなど対策をとっているところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

対策につきましては、先日、私も中学校の運動会を拝見させていただきまして、非常に何と申しますか、注意をされているなというのを実感したところでございます。10月初めに、また小学校でも運動会ということで、もう練習が始まっているのでしょうか、と思っておりますので、特に小学生は体が小さく、そういった被害に遭いやすいのではないかなというふうな心配もしております。

熱中症は、私、何と申しますか、先ほど災害とか、そういった話があつておつたと思いますが、これも一つの天候の災害ではないかなというふうに思っております。この対策に対しては、もうやり過ぎということはないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひもう徹底して、これは絶対に出さないんだと、こういう事態、被害を絶対出さないんだと、そういった覚悟で臨んでいただきたいというふうに思います。その辺、ちょっと教育長さん、一言よかったですらお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

原田議員から御質疑がありましたとおり、これまでの間においては十分なる注意をして、学校自体も挙げてそれぞれの子供たちに対応してきておりました。実際にごらんいただきましたとおり、中学校でも給水タイムをとり、また小学校もそれに倣ってやっているわけなのでございます。それからもう1つは、教室に大電さんから寄附をいただきましたクーリングの施設もありまして、それも非常に学校側としては助かっております。大電さんには多額の寄附をいただいております、町を挙げてお礼を申し上げたところでございます。

これからも、今御指導いただいたとおり、あるいは御指摘いただきましたとおり、災害だというぐあいを受けとめて、全般的にゼネラルにかねがね子供たちへの対応策を、教師一人一人が意識を持って、なおかつそれを集中的に学校の問題として全体協議の中で確認し合うように、これからも教育委員会としては指導していきたいと、そう思っています。私も間もなく、中旬には校長会もいたしますので、議会でもそういった要望かつ指導もあつたということは確実に伝えていきたいと、そう思っています。努めて私たちも学校側にパトロールとあわせて学校訪問をいたしておりますので、そういったときも状況は逐一確認しながら、事故が起こってからでは遅うございますので、そうでない事前の対策を練っていくようにしたいと、そう思っています。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○1番（原田 希君）

熱中症に関しましては、そのときの体調だとか、睡眠を十分とって、前の夜、十分な睡眠がとれたかとか、そういったことも関係してくるような場合もあるようでございますので、学校の先生と生徒ということでございましたが、これは熱中症に限らずでございますが、ぜひ学校と家庭との連携というのを、学校と家庭のきずなと申しますか、そういったものをし

っかりと構築していただきたいなということをさらにお願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で原田議員の質問が終わりました。

次に進みます。

○4番（碓 勝征君）

皆さんこんにちは。4番碓勝征でございます。

先日の台風12号におきまして被災をされた皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告順に質問を申し上げます。

まず、地方交付税についてでございます。これにつきましては、依存財源の中で非常に大きな数値を占めるところの税でございます。普通交付税と特別交付税の交付状況はどうかということでお尋ねいたします。

2番目に町税、これにつきましても自主財源の中で7割以上を占める税目ということでございます。法人税と固定資産税の実施状況をお尋ねいたします。

3番目に、出前町長室の実施についてということでございますが、9月3日に報道されました中で出前町長室をやるということ述べられておられますので、そこらあたりの計画をお尋ねしたいと思います。

4番目に、道路整備についてということでございます。この地の道路につきましては、前回の議会でもお尋ねを申し上げております。いわゆる下津毛三田川線、町道米多坊所線、町道檜寺線、町道郡境坊所線の4路線が交わる非常に変則的な5差路ということで、危険箇所のある道路であるというふうにとらえております。これにつきましては、地元の上坊所、下坊所、三上区長さんの請願関係もお願いをし、私たち3名の紹介議員ということで、今議会中に請願を準備いたしておりますので、この整備の考え方につきましてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

それから、総務課長には、交通安全面からこの地をどう思われるか、これもお尋ねしたいというふうに思います。

5番目に、北部保育所が民間委託をされておられます。その経緯についてお尋ねしたいというふうに思います。

委託契約内容はどういう中身になっているかと、それから土地処分の契約内容についてはどうであるかと、3つ目に施設本体の取り扱いはどうなっているかという3つの点でお尋ねをしていきたいというふうに思います。

6番目に、公共施設の活用についてということでございます。

町民センターにつきましては、東のほうが公民館の管理、西のほうは改善センター、教育委員会の管理ということでお伺いしておりますので、そこら付近で、私は公民館につつまし

では館長なり教育長にお尋ねしたいということでございましたけれども、それはもう総括として教育長なりにお尋ねをしていきたいということで、この部屋の有効活用、無料開放と申しますか、いわゆるボランティア団体等がかなり活躍、活動されておられますので、そういう方たちの利活用についてどういうふうと考えておられるかということでお尋ねしていきたいと思います。

以上、質問事項を申し上げます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、地方交付税、普通交付税の交付状況について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

地方交付税、特にまずは普通交付税の交付状況ということで御質問をいただいております。議員お手元のほうに企画課資料ナンバー1というものが届けられていると思いますので、その資料をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、普通交付税でございますけれども、13年度から22年度まで10年間という御指示でございましたので、10年分掲載をしております。まず、簡単に読み上げたいと思いますが、13年度704,000千円、14年度766,000千円、15年度613,000千円、16年度669,000千円、17年度609,000千円、18年度626,000千円、19年度594,000千円、20年度597,000千円、21年度707,000千円、22年度829,000千円というふうな、数字としては10年間そのような流れになってきております。

まず、この10年間の中で、15年度以降、例えば、14年度が766,000千円でしたが、15年度は613,000千円ということで150,000千円以上下がってきておりますが、15年度以降につきましては、この減少につきましては、皆様御存じのとおり三位一体の改革によりまして交付税のあり方というものが見直しをされまして、簡単に申し上げますと縮小をされております。それで、そのとき同時に税源も地方に渡すということでございましたが、その税源の移譲についてはそのとおりにはなっていないということで、各地方が非常に財政的に窮地に陥ったということでございます。

それから、21年度につきましては、20年度が597,000千円、21年度は707,000千円ということで、およそ1億円ほどふえております。22年度のほうも829,000千円ということでふえてきておりますが、この増加でございますけれども、この増加につきましては、国の地方財政計画というものにおきまして、普通交付税の総額というものが従前よりも増額確保されたと。それによりまして交付額がふえてきたというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

4番碓議員の第1番目の項目、地方交付税の中の普通交付税の関係につきまして、執行部の答弁をいただいたところで終わっておりましたので、議員の質問から入りたいと思います。

○4番（碓 勝征君）

この交付税につきましては、先日の8月19日の新聞の報道によりまして、22年度の交付税の決定がお知らせになっております。

このことにつきましては、皆様御承知のとおり、国が町の財源不足に資するための、手助けするための交付金ということになっているようでございます。いわゆる財政力の弱い自治体に交付をするということが基本でございまして、報道によりまして2010年から3カ年間にこの交付税を手厚くするというふうな報道がなされてございまして、当町につきましては、22年度につきましては6%の増なりがなされておるようでございます。

先ほど、課長のほうから答弁がありました資料によりまして、10カ年を平均いたしますと、普通交付税で671,000千円、特交で93,000千円、合計の10年間の平均で交付税765,000千円という数字が出ているようでございます。

この交付税につきましては、皆様御承知のとおりでございまして、いわゆる自主財源の税収増になれば交付税は減少すると、逆に減少すれば交付税がふえるという形になっておるようでございます。

いずれにいたしましても、依存財源の国からの交付金が大きなウエートを占めるということとでございまして、交付税の増減によって町の行政運営にも非常に資するということがあるようでございます。

依存財源率を私はちょっと拾い上げてみましたが、22年度で56%、21年度で54%、20年度で50%というふうな依存率が出ておるようでございます。この中に、いわゆる交付税ですね、これが22年度で申しますと42%を占めておると、21年度で41%を占めておることと、非常に交付税のウエート率というのは重要なようでございます。

そういう中で、以前は3割自治という形で言われてございまして、7割を依存していた時代があったようでございますので、最近につきましては、その形が、いわゆる当町につきまし

ては財源力が強いという一因もあるかと思えます。

これら踏まえまして、交付税の確保なり、特に特交ですね、この確保に向けての今後の取り組みと申しますか、取り扱いと申しますか、そこら付近について担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

議員にお尋ねします。

第2番目の特別交付税の交付状況の質問もあっていますが、これも含めて答弁よろしゅうございますか。（発言する者あり）じゃお願いします。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、まず②の特別交付税の交付状況ということでございますので、資料をお渡ししておりますが、改めまして御説明を申し上げたいというふうに思います。

資料ナンバー同じく1でございますが、特別交付税につきましては、13年度241,000千円、14年度116,000千円、15年度72,000千円、16年度65,000千円、17年度62,000千円、18年度58,000千円、19年度77,000千円、20年度76,000千円、21年度82,000千円、22年度89,000千円、そういう額になっております。

この中で、13年度、14年度が241,000千円と116,000千円という非常に大きい数字になっておりますけれども、この原因といたしましては、中央公園の整備に関しまして、防衛施設周辺整備事業ということで、この事業費の参入が認められております。それでこのように大きい数字になっております。ただし、この周辺整備事業費の参入というものは、現在は認められておりません。

それから、18年度58,000千円、19年度77,000千円ということで、19年度から少し額が大きくなってございますが、19年度、20年度、21年度の3カ年につきましては、頑張る地方に対しまして、頑張る地方応援プログラムというプログラムの設定によりまして特別交付税の増額が認められております。これが3カ年ということになっております。それで、平成22年度につきましても、本町の場合は21年度とほぼ同額の89,000千円の特別交付税をいただくことができております。

今後につきましても、あらゆる面を利用しまして、それから特別交付税に参入していただくために、うちのほうの特殊な事情ということもいろんなことを市町村課のほうに訴えながら、この特別交付税については確保をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

特交につきましては、ただいま課長のほうから話がありましたように、それぞれの年度によって事情なり政府の方針で、そういう手厚い手当があるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、この特別交付税につきましては、町なりのいわゆる政治行動と申します

か、折衝等でプラスになるような要素もあるかと思いますので、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

この依存率を下げることによって自主財源が確保できるということで、住民への十分なサービス向上につながるかというふうに思いますので、この依存財源と自主財源の絡みが非常に問題かと思います。そこら付近を十分見きわめた上で、この交付税の取り扱いなりをしっかりとお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

町税について執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

4番副議員の町税について、まず1番目に法人税の調定額と実績額ということで、議員本人のお手元のほうに資料を差し上げておるところでございます。

10年間ということでございますが、万単位で報告をさせていただいたと思いますが、まず13年度につきましては調定額62,480千円、平成14年度68,230千円、15年度71,980千円、16年度155,730千円、17年度168,990千円、18年度180,790千円、19年度205,680千円、20年度135,690千円、21年度、一昨年でございますが65,310千円、22年度につきましては101,300千円ということございました。

法人につきましては、町内企業等からいただく住民税でございます。平成22年度の実績では239法人のほうから申告がございまして、先ほど言いましたように1億円強の法人税をいただきました。

町内の法人を考えますときに、大手企業の法人税が物すごく影響しておるところでございます。下方の折れ線グラフにもありますとおりに13、14、15の3カ年は60,000千円から70,000千円と推移しておりました。これは町内最大企業のブリヂストンさんのファイヤーストーン関連によりましての大幅な減収で最低の分の申告でございましたが、その後、景気を取り戻しされまして、全体的な金額につきましては150,000千円から19年度までは2億円ということで推移しておりました。しかしながら、20年度以降につきましてはリーマンショックの影響、また円高の影響ということで、おのおの業績が悪化している状況でございまして、現在は昨年よりも若干上回っているような推移を見せておるところでございます。

昨年度からことしにかけてでございますが、昨年度の8月末の申告状況では47,800千円程度であったものが、今年度につきましては80,000千円を超えているような状況でございます。23年度、24年度につきましては上向き傾向であるのではなかろうかというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから答弁がございまして、この10カ年平均をしますと121,000千円ということで、非常に我が町の税源の源になる法人税であるというふうに思います。

皆様御承知のとおり、昭和40年代の前半に時の長が県とタイアップをされまして、農工一体化ということでの取り組みの結果として、立派な企業団地が造成されたということございまして、その結果が現在の法人税の税収につながっておるといふふうに思います。

この法人税につきましても、自主財源の中でウエートを非常に占めておるわけございまして、この数字を申し上げてみますと20年度で自主財源率が50%ございまして、税の占める割合と申しますか、75%ということ21年度が46%の自主財源率に対しまして、税の占める割合が79と、22年が56%の中で77、うち税が占めておるといふことで、いわゆる自主財源の中でももちろん町税が大きなウエートを占めておるといふふうに思われます。

さらに、この法人税を確保して自主財源の向上に資するためどうあるべきかということございましてけれども、確かにその年々で法人税を申告される企業群等の浮き沈みもありますけれども、ここら付近を今後、例えば企業誘致等を含めてどうあるべきかと、どう取り組んでいくべきかということ長にお尋ねしたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員のお尋ねでございますが、今後、この企業による税収が年度ごとに大きく変わってくるということについて、どう対応していくかということございまして、やはりこれは企業の経済状況によって税収が大きく触れることは避けられないことではございます。よって、この3月11日の震災以降、九州電力の15%節電というニュースが流れた際には東部工業団地の皆様から節電をされると私たちの企業活動は成り立たないというようなお声もいただいたところでございまして、そうしたお声を、企業の要望というものを直ちに反映させる努力をする一方で、多くの企業、今後さらに誘致していくということで、より多くの企業から税収が集まる、そういう何と申しますか、形をつくるのが税収の安定化、平準化につながるのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ぜひ前向きにしっかりと取り組んでいただき、現在の財政難の折でございますので、しっかりと取り組んで財源の確保に向けての努力をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、固定資産税の関係について執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

2点目の固定資産税の調定額、実績額というふうなことの御質問でございますが、この件

につきましても議員に過去10年分の資料を差し上げておるところでございます。

13年度につきましては712,260千円、平成14年度709,970千円、平成15年度686,830千円、16年度697,440千円、17年度701,050千円、18年度676,740千円、19年度730,640千円、20年度750,010千円、21年度731,200千円、22年度732,130千円でございます。

この固定資産税につきましては、平成13年度から平成22年度まで7億円強の固定資産税を調定額ということで賦課しているところでございますが、町の財源としては、町全体で占める割合は平成22年度でいきますと57.5%のウエートを占めておりまして、土地、それから家屋、償却資産という3つの分野でございますが、まず土地につきましては小規模の開発なり、地目の宅地化というふうなことで伸びつつあるわけでございますが、3年に一度評価がえというところでの見直しがあっております。ここ最近では土地の下落傾向は否めなく、この資料でいきますと、過去平成15年、それから18年、それから21年、それから今度の24年ということで評価がえの土地につきましては下がってきておるところでございます。

家屋につきましても同じく評価がえがあっておりまして、経年減点の減額ということで、これも減額は否めません。ただ、償却資産でいきますと企業の設備投資なり機械の導入ということで、これにつきまして増加しているところではございますが、いずれにいたしましても平成23年度、今年度につきましては730,000千円弱というふうな数字も持っておりますが、24年度につきましては6億円後半の数字に評価がえの観点から落ちるのではないかとというふうなことで見込みを立てておるところでございます。

いずれにいたしましても、固定資産につきましては、おのおの町民の方の固定資産、土地、建物よりも企業さんからの例えば設備投資なり、工場の増設、新設というふうなことでの影響が大でございます。そういった形でトップにつきましては先ほどの法人と一緒にBSさんのほうで億単位ではございますが、そういった形で今後も7億円を推移しながら、24年度につきましては若干落ちるというふうなことの見通しでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから説明をいただきまして、これも10カ年平均いたしますと693,000千円ということで、非常に固定資産額としては大きな数字であるというふうに思います。

町税の中で占める割合、先ほど課長もおっしゃったんですけれども、22年度で57%ですね、21年度で56%、20年度で54%の町税の中で占める割合があるようでございます。

これにつきましても当然自主財源の中の重要な税目ということにございます。この税目につきましては、今後評価がえということでございますけれども、先ほど課長のほうから若干浮き沈みということもございましょうけれども、これにつきまして固定資産税の取り扱い、賦課徴収を含めまして、調定額をおっしゃっていただきましたけれども、未収額等もあるようでございますので、この賦課徴収を含めて、今後の固定資産税等、税目につきましてもそう

でございますけれども、課長の意気込みということで、ひとつお尋ねしたいと思います。

○税務課長（白濱博己君）

固定資産の家屋評価がえというふうなこともございまして、家屋につきましては新築の件数といいますか、建物が増加をしておるところでございますが、昨年はちなみに48件の新築がなされました。前年度、平成21年度につきましては33件です。それから、20年度につきましては50件を超えておりました。家屋のそういった新築につきましては適切な評価なり、また土地につきましては下落もございまして、一部JAの跡地ですとか下坊所なり西峰等々のミニ開発等々の地目の開発等を見越したところでの適正課税をやっていきたいというふうなことで思っておるところでございます。

なお賦課と、それから徴収ということで議員御指摘がございました。確かに現年度につきましては、その資料にありますとおりに徴収率が97%から98%というふうなことで推移をしておるところでございますが、滞納繰り越し分と合わせますと徴収率が落ちるということでございます。最近、固定資産税の滞納も本当に心配するような形でふえつつあります。今のこういう経済御時世なり、不況、雇用関係もございまして、滞納がある分ではございますが、この徴収につきましては今までと違って滞納整理、差し押さえ等々も含めた形での納税者にはそういう意識、また町の広報誌等にも掲載しておりますが、そういう件数の実施の報告なり、そういった形で納税者に税というのは自主納付で納めなければならないというふうな強いメッセージを今後も打ち出しながら、徴収には励んでいきたいというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

出前町長室の実施について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

礎議員のお尋ねでございますが、出前町長室の実施について報道された中身の計画はということでございます。

町内各地区に出向いて意見交換をする出前町長室の準備をただいま進めております。

公民館や公共施設で開き、町民の声を町づくりの構想に反映させるのがねらいでございます。今回は、さまざまな財政に関する報告や町づくり計画について意見交換ができればというふうな趣旨で開催しておりまして、期間については今最終調整をしているところでございます。

以上です。

○4番（礎 勝征君）

この出前町長室につきましては、9月3日報道された中身をちょっと見せてもらったんで

すけれども、就任当時、出前町長室をやるについては、事前運動じゃないとか、区長窓口を通じてやるべきじゃないかなどなど、そういう事柄で、私は傍聴席からお伺いしておきながら感じておりましたけれども、ストップ状態が現在まであったということで、今回、出前町長室をやるということでございますので、これは当然町長が公約された事項でございますので、しっかりと出前町長室の実現、対話集会なり、町の現状報告会なり、今日の町の状態、置かれた状況をしっかりと伝えていただきたい。また、それを選挙民、町民の皆様も待っておられると私は思いますので、これはしっかりと住民の皆様へつないでいただきたいというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

碓議員の再度のお尋ねでございますが、今申し上げましたように、今回は町づくりの構想に反映させると、町民の皆様のお声を反映させるという趣旨が1つと、もう1つが財政に対する報告を8月末で皆様に——この議会で認定していただきます財政状況の報告をさせていただくということでございます。

現在の取り組みをお知らせすることで、単年度赤字になるかという最悪の状況は現時点では解消、回避できたことについての安心を届けられたらと、そういう意味で財政状況についてはお知らせしたいなというふうに思っております。

町全体の町づくり構想については、町全体の発展につながる、そういう意見交換ができればというふうに思っております、上峰町が対話の町として定着するように定例化できればともあわせて思っております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

今後の町づくりの計画なり財政状況をお知らせするというところでございます。

いずれにいたしましても、現状をしっかりと把握されて町民の皆様へ生の声を——もちろん定例会ごとに私たち同僚議員、それぞれの思いで質問、注文、激励ということで、それぞれやっておりますけれども、それらを踏まえて町長は町長なりにそれを受けたところで、町政のため、住民のために報告会を実施するという姿勢をもって、これは的確に実施していただきたいということでお願いをしておきます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

道路整備について執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、碓議員の道路整備について、町道下津毛三田川線、町道米多坊所線、町道樫寺線、町道郡境坊所線の4路線に交わる変則5差路整備の考え方はという質疑につきま

して御答弁申し上げます。

これにつきましては、6月の定例議会におきましても同碓議員より、この交差点の質疑ということでございまして、そのときにも答弁をしましたように、この交差点につきましては4路線の町道が交差いたします非常に交通安全上も危ない交差点の一つであると認識しているところでございます。

そういうことで、この交差点の整備につきましては、4路線が交わる変則な交差点ということで、道路構造令に照らし合わせますと、多くの用地等、また事業費がかかるように私たちが感じるところでございます。というのは、6月議会終了後に現地踏査も私たちいたしまして、図面的に詳細な図面じゃないんですけども、一応絵をかいて構造的にどうかという検討もした中で、ここについては非常に多くの用地費がかかって、事業費としても多くの事業費がかかるということがだんだんと判明したわけでございます。

そういう中で、この交差点の整備につきましては町の財政と照らし合わせながら、補助事業に乗るような進め方をしたい、していかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○総務課長（池田豪文君）

交通安全面からのお尋ねにお答えさせていただきます。

御指摘の変則交差点につきましては、朝夕通勤、通学時に特に交通量も多くて、交通安全面から危険な状況であると認識をいたしております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

振興課長のほうからは、現地踏査をし現場確認なりということになされたということでございますけれども、この道路につきましては、もう皆様御承知のとおり、長年の懸案道路であるというふうに私は思っております。

周辺の皆様におかれましても、特に県道北茂安三田川線ですかね、あれからこちらのほうに抜け道として流入されている交通量も多大に朝夕あるという現実でございまして、通行される皆様方は、あの道路は、いわゆる生活道路として4方面を確認しながら、危険を感じながら通行されておるとい状況でございまして。

私は、この道路はオーバーじゃないですけども、いわゆる上峰町の中心、へそ的な存在の位置にあるんじゃないかというふうに考えます。そういう意味からしても、長年の懸案道路でございまして。もちろん財政事情はそれぞれでございますけれども、課長のほうからも話がありましたように、それぞれ補助事業に乗せるなりやっただきまして、ぜひ前向きでやっただくと、それでもう1つ、この理由としまして、いわゆる小・中学校の通学道路でございまして。それから、変形交差点ということで非常に見通しが悪い、事故の発生がかなりあるということで、先ほど総務課長のほうからも交差につきましては非常に危険である

ということを認識しておるというお話もありましたけれども、そういう箇所の小・中、子供たちの通学路と、それから、あの地につきましては、いわゆる米多坊所線ですかね、通学福祉バスが通行不能ということもございますので、そこら付近も手当てをするにぜひ必要であるかと思うし、さらにいろいろ前回から出ております西峰2号線、いわゆる避難道路として防衛庁の補助をいただきながらつくられました道路ですね、いわゆる避難道路への道幅も非常に狭いということも私はあるというふうに思いますので、とにかくこの交差路につきましては改良を非常に望まれると、いわゆる地権者の方も協力していただけるということもお聞きしますし、今回、請願もお願いしますけれども、いわゆる賛同者の方も三百有余名の署名も実はいただいておりますので、そこら付近、この道路につきましてはしっかりと私は取り組んでいただきたい、もちろん時間もかかるかと思いますが、そういうことで取り組む姿勢なり、長の考え方なりをちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

碓議員の変則5差路についての御質問でございますけれども、今議論ございましたように、通学路にもなっております。単なる5差路ではございませんで、子供たちの一番危険箇所だという認識を小学校の以前の校長先生もお持ちでられました。

そうしたところで、この改良は進めていかなければいけないとは思いますが、今お話の中にありましたように、通学福祉バスの巡回ができるようになることが1つ条件ということもございますし、また避難道路と結ぶということも1つ視点として必要だというふうに思います。

あわせて、同時に財政の状況、補助金の活用というものも視野に入れながら、当然考えていかなければいけないということで、これらを時間をかけてやっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、4番の項目は終了いたしました。

次に進みます。

北部保育所が民間委託された経緯について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

私のほうから北部保育所が民間委託された経緯について御答弁申し上げます。

北部保育所を民間委託しました経緯については、第一義的には財政上のことでございます。

まず、市町村へ保育所に対する国の制度が改正され、平成15年度には国、県負担金40,466,231円と保護者の保育料収入、これが20,643,420円、合わせて61,109,651円の収入があったのが、平成16年度には国、県負担金がなくなり、保護者からの収入23,987,720円だけとなってまいりました。

このような状況もあって、平成18年3月に策定した上峰町行財政改革大綱では保育所の民営化、民間委託に取り組むこととなった次第です。実施計画では、その時期を平成20年度に策定しておりました。

以上、経緯を述べさせていただきました。

次に、委託料契約についての御質問ですが、委託料支払いについてはございませんので、契約書はございません。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから収入減とか、そこら付近の流れをおっしゃったですけども、私は、この資料によりますと町有財産使用貸借契約書抜粋とか書いてあるわけですね、私は、この契約された全体の契約書が欲しかったんですよね、これがいつからスタートしたのか、どういう形で契約はきちんとされておるのかと、そこら付近が実は知りたかったんですよ。いつから民間はスタートしたのかがまず不明でございます。今説明であれば20年度かなというふうに思いますけれども、当初の契約書はもらえないものか、そこら付近ちょっとお尋ねしたいと思います。

○住民課長（福島日出夫君）

今ここには持ってきておりませんが、契約書についての写しにつきましては、お渡しするのは構わないかなというふうに思っております。

○4番（碓 勝征君）

この抜粋の契約書のコピーは、いわゆる期間として23年4月から24年3月31日の1年間ということになっておるわけですね。私は委託がスタートした時点の内容を見たかったんですよね。だから、それは後からといっても何ですけども、これでも質問できないことはありませんが、それがちょっと見たかったことがひとつございます。

ちょっと進めてみたいと思いますけれども、この第1条のまず信義則と、信義則と書いてあるわけですね、甲乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならないと、いわゆるこの信義則の取り扱いと申しますか、そこら付近の意味合いと申しますか、それから、第2条の目的物件、建物を乙に――乙は要するに如水会ですかね、無償で貸し付けるということがございます。もちろん報道された内容を見てみますと、20年の新聞がここにございますけれども、いわゆるスタート時点で2名の職員を派遣しているということが書かれております。これは、まさに行革の大綱に基づいて実施されておると思うけれども、私はこのケースは逆行しているのではなかろうかということ、この報道された中身を見るとそういうふうに思うわけでございます。もちろん過ぎたことじゃないかということもありませんけれども、加えて私はこの賃貸借契約の中の無償関係につきましては、1カ年間が既にスタートしておりますけれども、無償扱いについて町長はどういうふうに考えて決裁なりをされ

たものか、その中身をちょっと教えてもらいたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の質問にお答えします。

町有財産使用貸借契約書というものを結んでおります。

これにつきましては、民営化、すなわち民営化をする際において、3年間無償で建物については貸すということが条件になっておったというふうに聞いております。理事長は今村治郎さんでございましたが、契約を結び3年後のことしの3月の時点で新たに契約をしているということで理解をいたしております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

この施設につきましては、改築がなされて経費も1億円相当の経費がかかっているということも聞いておりますし、簡保資金を借り受けて80,000千円等の借入れがなされているということで、まだ残もあるということも聞いております。

譲渡するというのであれば繰り上げ償還なりをし、それ相当分を買い上げてもらうという方法もあるかと思えますけれども、私はこういう財政難、厳しい状況の中で、いわゆる家賃、使用料的な――施設の使用料、借り賃と申しますか、これは私は契約書の中に網羅して、やはり使用料を私は徴すべきであるというふうに思います。

もちろん、この施設につきましては先ほど申し上げたとおり、いろいろ施設改善費の残の問題等々ございましょうけれども、こういう財政の中で余りにも優遇し過ぎじゃないかと思はうわけですね。これは、きちりと――ことしはスタートしておりますし、来年度に向けてもこの辺の考え方をしっかりと担当課におかれましても熟知をしてもらい、この施設の取り扱いについてはしっかりと使用料となりを徴するような形で進んでもらいたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の質疑にございましたこの契約の内容ですが、これは正直申し上げますと、私の就任前の出来事でございます。今聞きましたところ、有償で貸すなら補助金の返還が必要であったという経緯はあったと聞いております。ただし、この契約について長期継続契約というものは私の就任後に条例化したというふうに思いますし、この給食の問題もそうですが、6年の契約になっておったり、こうした部分、わからない部分が多うございますので、今後しっかりと調査をして、どういうあり方が今後望ましいのかということは検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

それでは、次に進みます。

公共施設の活用について、執行部の答弁を求めます。（「ちょっと待ってください。まだ2番が残っていますよ」と呼ぶ者あり）

失礼、もとに戻ります。5番目の質問の中の②、土地処分の契約内容について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

北部保育所が民間委託された経緯、その中で、土地処分の契約内容はということで御質問をいただいております。

お手元のほうに企画資料ナンバー2として届いているというふうに思いますので、この資料の御説明を申し上げたいと思います。

この北部保育所の売却契約でございますが、土地の所在、地目、面積、堤四本谷1923の6、宅地3,855.91平米、同じく堤四本谷1923の7、宅地1,787平米、合わせまして3,855.91平米（92ページで訂正）、この面積を売却しております。

売却価格105,000千円、売却の相手方、医療法人社団如水会、理事長今村治郎、仮契約日平成20年2月6日ということで、その後、平成20年2月8日に議会の議決をいただいておりますので、その議決日をもって本契約というふうになっております。

なお、代金の受領日といたしまして、2月6日に内金として1,000千円、それから20年2月25日に残りの104,000千円をいただいているというところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

この土地の処分でございますけれども、2筆ございますけれども、これは、保育所の下土地だけであるものかということですね。それから、売価価格の積算と申しますか、根拠と申しますか、積算の内容がわかったら教えてもらいたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

まず、2筆の件でございますが、現在は保育所となっておりますところと、それから東側の婦人の家の西側といいますか、駐車場部分、2区画を売却しております。

それから、価格ということでございましたけれども、その価格設定につきましては、私もちょっと詳しくはわかりませんが、この売却の価格を坪単価であらわしますと89,600円というふうになってまいります。その当時のこの周りの近傍宅地の評価額が坪68,600円と、そういうふうになっておったということだけ御報告を申し上げたいというふうに思います。

この価格設定、根拠があるかどうか、ちょっと調査をして御報告できれば御報告したいというふうに考えております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

今、課長のほうから積算根拠はちょっと不明ということで、近傍価格との比較を申されております。保育所の土地と婦人の家の東の駐車場の用地ですかね、そういうことで売却をし、施設の民間委託ということになったようでございますけれども、先ほど町長のほうから申されました、もちろん前任者の取り扱いの部分であろうというふうに思いますけれども、この契約等につきましては、現況を見ながら使用料の賃貸契約、もちろん改築の残があるということでの有償は補助金返還云々ということを申されておりますけれども、私はこの使用料については、聞くところによりますと何ら支障はないと、この契約書に基づいてそういう取り決めをすればできるというふうに私は聞いておりますので、これはしっかりと担当課も研究をしてください。そして、前向きでこの財政難を考える上で、無償というのは非常に問題があるということを指摘しておきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、施設本体の取り扱いについて、執行部の（「それはいいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

それでは、5番目の質問が終わりましたので、次に進みます。

公共施設の活用について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（川原源弘君）

それでは、礎議員の6番公共施設の活用について、町民センターの小部屋の有効活用、開放、無料での開放はどうかという御質問についてお答えいたします。

まず、改善センターのそれぞれの部屋ということで、101号室を初め、小規模会議室から和室とか2階の大規模会議室等を用意しております。利用者の形態、それぞれについて利用を願っているところでございます。

その利用の状況なんですけれども、1階の小規模会議室とか和室、2階の会議室もおおむね年間200件から250件相当で利用され、コンスタントに活用という形でされております。また、定期曜日の利用とか、非定期曜日としての利用など、それぞれの団体様の活動形態や利便性を考慮されての活用が組み込まれておるところでございます。

利用される団体の規模とか内容に応じて部屋の利用として町民センターの各部屋は町民の学習の場とか、親睦の場として広く利用されている状況であります。また、利用料の減免につきましても、それぞれの管理に関する規則において定めており、町行事とか町の行政区、社会福祉団体、スポーツ少年団等につきましては、その利用の免除をやっております。また、社会福祉団体とか、その加盟団体、各位の利用につきましては、減免等という形で利用を願っているところでございます。

したがって、計画性のある利用とか、そこら辺の利用目的、観点とか、あと運営面、先ほども保育所のほうで利用の財政的問題等々で先ほど質問ございましたんですけれども、

特に財政的な問題を含めまして、現在の利用料金を踏まえながら、町民センターの適正な運営という形で行っているところがございますので、当面は今の規則にのっとった利用料という形で利用の促進という形で進めていきたいというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

今、課長のほうから現況、利用状況なり等々お話がございました。

私が申し上げておるのは、そういう大きい部屋じゃなしに、例えばセンターのほうにございます、右のほうに入った小部屋が何個かあるかと思えます。あとは公民センター部分に、2階に部屋があるというふうに思えます。そこら付近の——確かに2階の大きな広間とか1階のそれぞれ、それなりに大きい部屋等々は皆さんに利活用してもらっておるということでございますけれども、私は小さい小部屋を、あいている時間帯が私はあるというふうに思えますので、この辺の利用環境を開放してもらえないだろうかということで、もちろん条例、規則等々の制限もあるかと思えますけれども、そこら付近の見直しをしながら、そういうボランティアグループなりが非常に活動するに支障が出るというふうな状況もございまして、前向きな姿勢をもって、そのような取り扱いがされないものかどうか、そこら付近をちょっとお尋ねしておるところでございますので、そこら付近をまたお聞かせください。

○生涯学習課長（川原源弘君）

小部屋という形で、先ほど申されたのは多分町民センター側の101、102というような小さい部屋が1階のほうにございます。西側のほうですけれども、それにつきまして、昨年度の実績といたしまして、101につきましては年間207回、102につきましては年間120回ほどの利用がございまして、それぞれの部屋につきましては、子供の英会話とかフラワーアレンジとか手話サークル等々がちょっと曜日的に定期的に入っております。特に英会話というのは水曜日の昼、夜、フラワーアレンジも木曜日という形、それで手話サークルも金曜日の昼、夜、それと、あと詩吟とかも木曜日の夜とかいう形で入っております。それのほかに先ほど申しましたように、ことしの4月につきましては使用頻度が26回とかいう形で、なかなか頻繁に利用されておりますので、その方々の利用形態というのもございまして、あいている時間に特にという形であれば、なかなか利用形態の調整というのは非常に難しゅうございまして、あいているときには——きょう来てからきょうですよという形は、なかなかいかないというふうに思えますので、私は最初申しましたように、計画性のある使用を図る観点から、利用者の負担の考え方もあわせての利用という形で、こちらのほうに利用形態のほうを申し入れてもらえれば、それに伴ってのあいている部屋等の利用促進という形ではよろしいかというふうに思えますけれども、なかなか定期的な利用等もございまして、来てから今すぐの利用というのは非常に難しい状況かというふうに思えます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから利用の頻度は非常に多いということのようでございます。

いずれにいたしましても、ボランティアグループ団体等が非常に活用したい、させてもらいたいという強い要望等もございますので、これはもう次年度に向けてそこら付近の門戸を開くような形がとれるように考慮していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で4番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時15分まで休憩いたします。休憩。

午後2時6分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

その前に、先ほど碓議員の質問の中で答弁したことで少し間違いがございましたので、訂正を行いたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

先ほど保育所の土地の売却の関係で資料を読み上げておりましたけれども、合計のところの間違って数字を申し上げたということでございますので、ただいまから申し上げて訂正をお願いしたいというふうに思います。

土地の所在、地目、面積のところの合計は、合わせまして5,642.91平米でございます。大変申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、一般質問を行います。

2番寺崎太彦君、お願いいたします。

○2番（寺崎太彦君）

まず最初に、町づくりについての項目で、町の未婚率について質問を出していましたが、自身の都合により議長に質問の取り下げを提出しました。皆様に御迷惑をおかけしました。

それでは、通告書にのっとり質問をしていきたいと思います。

まず、行財政改革について。

ひよこ保育園の契約はどうなっているのか。

町長が考える協働とは。

新聞報道で見ましたが、出前町長室とは。

次に、教育環境について。

学校健診の目的とは。

学校での暴力行為はあるか。

次に、町づくりについて。

ごみ減量化の取り組みは。

次に、下津毛（中学校体育館東側）の洪水対策と下津毛宇佐八幡宮ののり面改良は。

次に、町内の住宅用火災警報器の設置状況は。

重なった点多々ありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に行財政改革について、執行部の答弁を求めます。

その中のまず最初、ひよこ保育園の契約について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

先ほども碇議員のほうから質問がございましたように、ひよこ保育園につきましては、保育園の運営については、結果的には町は手放して、ひよこ保育園のほうが新たに登録されて運営をやっているという状況です。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど碇議員からの質問でもありましたけど、建物を無料で貸してあるということでしたけど、その保育園の中の物品等ありますけど、あれも含めて無料ということなんでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

今あります物品すべてにおいても賃貸借の契約を結んでおります。

○2番（寺崎太彦君）

そうすると、建物も物品も無料で貸して、しかも建物はまだ町で借金を返しているということになりますけど、これはどうですか。住民からすると、行政からひよこ保育園に利益を供与するとか、そういう感じには見えませんか。

○住民課長（福島日出夫君）

使用貸借関係については、施設についても、施設が結果的にはまだ補助が残っておりますから、どうしてもそれは取れないと。また、物品についても一部、ほとんど町の持ち物ですけども、それも状況的に施設と変わらない条件でということに契約をいたしております。

○2番（寺崎太彦君）

先ほどお答えいただきましたけど、2003年の小泉内閣のときの規制改革によって指定管理

者制度ができて全国の自治体の箱物とか有料賃料を取って貸し出しとかしてありますので、補助金をもらっているからお金を取られないということは絶対ないと思いますので。住民からすると、やっぱり幾ばくか賃料を取ってもらいたいというのが本音だと思います。いかがでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

それは確かに議員おっしゃるとおりかも知りません。でも、その当時においては補助金返還ということについてが一番ネックになっていましたので、そういった理由で現在の契約になっておる次第でございます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次に、町長が考える協働とはという質問に対し執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

2番寺崎議員の御質問で、協働とはどういうあり方を指すのかという御質問だと思います。

これについては先ほど申しました、自主防災組織の際にお話ししたように共助の精神、地域のことはみずからで決める、地域の助け合いのもとに支え合う体制をつくるというもと、自発的に町民の皆様みずからが公の部分に関与しながら、あるいはネットワークを広げられ、地域のことを地域で考える、後押しを行政もしていく必要があるというふうに申し上げました。こうした協働の精神が町内に広がることは大切でありまして、これから行政が担っていた部分についても、先日のテレビでもございましたが、NPO、町民団体、こうした方々が積極的に役割を担っていただくことが、本当に安心・安全の町をつくるものだというふうに改めて認識したところでございます。

今後、協働の取り組みを促進するために、地域の担い手育成というものを考えていく必要がある。これは防災に限って今お話ししておりますが、地域防災力を高めるために地域防災リーダーをつくっていく、後方支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

地域の課題解決に向けて行政単位でできない問題がある場合、また市民だけでは解決できない問題がある場合に、行政と住民とが補い合い、ともに協力して問題解決に向けた取り組みをする。町が財政豊かなら、何か問題あったら町が予算つけてすぐ解決できるかもしれませんが、我が町では何かあったら議会で要望しても、最後いくところは予算ということになります。予算がないなら、地域の住民や行政が一体となって、地域の思いを共有して一体となってやっていく、それが重要かと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。

では、次に出前町長室について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

2番寺崎議員の御質問でございます。出前町長室とはということで、先ほど碓議員からも御質問がございました。報道された中身の計画について、改めて申し上げさせていただきたく思います。

町内各地区に出向いて意見交換する、出前町長室の準備を進めております。公民館や公共施設で開き、町民の声を町づくりの構想に反映させると。あわせて町財政に関する報告や、中長期にわたる町づくり計画について意見を交わし、意見交換の時間も設けたいと考えております。

開催期間につきましては、今調整中でございます。現在の取り組みをお知らせすることで最悪の状況は、現時点で回避できたことについての安心を届けたい。町全体の発展につながる意見交換ができればということで、上峰町を対話の町というふうに定着させていきたいということで、定例化も考えられたらというふうに思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほどの協働と一緒に感じになりますけど、町長が地域に出向き、行政と町民の相互理解を深め、行政と住民による、協働による問題解決になる町づくりを推進するために、全地区に出ていき出前町長室を実行してください。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次に進みます。

教育環境について。まず学校健診の目的について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

寺崎議員の、学校健診の目的はという御質問でございます。

学校健診は、学校保健安全法の第3節、健康診断の第11条に（就学時の健康診断）がございます。ここには、「市町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。」とあります。つまり、次年度入学を予定している小学校新1年生の健康診断を行い、治療を勧告したり、保健上必要な助言を行い、特別支援学校への就学に関し、指導を行うなどの措置を行うようになっていきます。

また、同法第13条には「学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。」とあります。この健診についても、目的は疾病の予防処置、または治療の指示をすることです。この健康診断は6月30日までに毎年行い、結果は健診後14日以内に

保護者に通知するようにしています。

検査内容としては、身体測定——身長、体重、座高。視力検査、耳鼻科健診、眼科健診、内科健診、結核健診、心電図検査。ぎょう虫の卵検査、これは小学生の1年生から3年生までです。それと脊柱検査、これは小学校5・6年生、中学生全員です。尿検査、歯科健診、聴力検査。この検査のほかに、中学生には腎臓検査等も追加して行っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

今、食事の乱れや運動不足、生活習慣やストレスの増大による、将来早い時期からの生活習慣病を発生すると危惧されておりますけど、今、子供の肥満や高血圧、糖尿病等、多くなっておると聞きますけど、そこら辺の予防対策はどういうふうにされておりますか。

○教育長（吉田 茂君）

寺崎議員の、次の質問にお答えさせていただきます。

子供たちは家庭での食育を通して、一番基礎になる体づくりをしてくるわけでありまして、その後、学校での給食で完全にとまではいなくても、補足して十分なる体のカロリー計算を含めて体勢をつくるようにいたしております。とりわけ御承知のとおり、現在のところ若い親御さんたちは共働きが多うございますので、夕食の準備等に追われられないように、昼食を完全給食することによって子供の体軀づくりに注力しているところでございます。私ども委員会もそれをバックアップしながら、学校の食育につきましては十分なる力を注いでいるところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど食育が大事だと言われましたけど、本当に広い大きい意味で非常に大切だと思います。その関連なんですけど、生徒の生活状況や健康状態を踏まえて、総合的な健康を目指すには、生徒の学校や家庭の生活態度や、例えば食物アレルギーがあるとか、いろいろ、生徒のそこら辺のアンケート等されておりますでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

寺崎議員にお答えします。

補足にはなりますが、学校給食委員会も定例的にいたしております、校内で肥満児がいないとは限りません。かつ、アレルギーの子もいないわけではありません。したがって、学年ごと、あるいはクラスごとに、教師たちはそれぞれの個性を確実に把握しております。また、家庭に対しましても、アンケート等を求めまして家庭の側から、例えば一番多いのは、卵のアレルギーだとか、そういったものでございますけど、トマトとか、そういった食物につきましては、なれることによってかなり給食で改善化しております。残滓率も他校に比べて非常に少ないという評価を得ております。そのようにして子供一人一人の状態に応じた食

育を推進しております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど答弁の中にありましたけど、一人一人に応じた食育をされているということで大変安心しました。

関連なんですけど、食に関する指導とか、例えば正しい手洗い等、よくかんで食べる等々ありますけど、どういう指導をなされておりますでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

寺崎議員にお答えします。

補足的な形にはなりますけど、それぞれの個性に対応できる食育を、委員会を通して把握しているわけなのでございますけど、そのおのおのがアレルギー性が強くないように行っているわけでございます。

給食委員会では、先生たちにも——先生というのは医師、それから薬剤師、そういった方たちも中に入っていていただきまして、いろんな的確な助言をいただきながら、その子に応じた対応策を練っているところでございます。練っていきながら、実際に実施もいたしております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

ちょっとわからなかったんですけど、やっぱり手洗い等は風邪予防等、それとか、よくかんで食べることは、今の子供は何か、うちの子供もそうなんですけど、ちょっとかたい肉をやったら、あごが疲れたとか、何かそんな感じで大丈夫かなと、自分の子供でも思います。だから、そこら辺のですね、かむということは脳も刺激して、脳が活性化するとか言いますので、かむこととか、正しい姿勢とか、給食に対して感謝をする心とか、いろいろ指導されているとは思いますが、どうでしょう。

○教育課長（小野清人君）

給食時の指導のことが今出ておりますが、私ども教育委員会としては、給食の時間の中で、日々の食事の中で健康によい食事のとり方とか、正しい食事のマナーを身につけるなど、目標を定めております。その中には衛生管理——手洗い、身支度の励行とか、栄養のバランスは、好き嫌いなくバランスのとれた食習慣、正しい食事の仕方というのは、時間内に食事をするとか、はしの使い方は正しくするとか、盛りつけをきれいにして、おいしくいただけるように盛りつけをしようとか、会食時のマナーとして思いやりのある行動や、給食時間の中でそういったことを取り入れまして指導をしておる状況でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

今、子供の虫歯が大変少なくなってきました。フッ素洗口とか、いろいろ予防されておりますけど、学校給食のとき歯磨き指導とか、実際歯磨き等はされておりますでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

歯磨き等については実施をしております。

○2番（寺崎太彦君）

歯磨き等は、一回習慣づけると余り苦にならないと思いますので、ぜひとも習慣づけるようにしてください。

それから、学校保健の年間計画は作成されているとは思いますが、環境について、机やいすの適正や室内空気環境の検査、照度及び照明環境の検査、飲料水の水質検査等はどうなっているでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

それぞれの学校で学校保健安全委員会というのがございます。その中で規定については、そういう目標については定めております。

また、先ほど申されました照度に関する検査については、今、私の手元に資料がございませんのでわかりませんが、水質検査等については実施をしております。これは報告もなされております。当然、プールの水質検査も行っております。この前、大電からいただきましたプラズマクラスターで各教室の細菌等については除去できているものと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

教室の照度及び照明関係の検査はされていると思いますが、教室によって昼間でも電気をつけんと照度が足りないということがあると思いますので、ぜひともそこら辺はしっかりやっていただきたいと思います。

それから、学校関係で、校内で健康を維持していくのには保健室が重要だと思いますけど、保健室の運営、保健室の基本姿勢や保健室へ入室するときの指導、保健室で静養する場合、早退への手だて、保健室で行う処置等、わかりましたらお教えてください。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

少し残念なことなのですが、保健室の利用は年々多くなっています。ということは、議員御指摘のとおり、若干のストレスによる対応、子供自体のその場の対応のためにどうしても休みたい、保健室で休みたいという子が多くなっているのは、やむを得ない状況かなと思っています。ただ、朝の一番から保健室登校とか、そういった子はさほど見えません。

次に、保健室対応でございますけど、保健室の運用につきましては、専任の保健師がおりまして、その保健師は補助教諭でございます。かつ、その補助教諭を中心に委員会も持っておりまして対応策を練っております。どうしても保健室に来る子は限定されておりますの

で、各クラスごとに担当の教師たちは自分でリストアップされたものを持っておりまして、かねがね注力しておる状況でございます。

保健室へ来たときは、すぐその保健師、あるいは養護教諭とあわせて担当の教師へも連絡をとり、かつ、ひいては長引くようであれば、家庭へも連絡ノートで通知をしているような状況で、一人でも多くそういうストレスが発生しないように、学校側としては注力いたしております。かつまた、委員会でもそういった情報は滞りなく報告を受けて、対応するようにいたしております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほどおっしゃいましたけど、保健室——ふえていいるからとかじゃなくて、結構行きやすい環境が整っているから利用者が多いと思います。生徒や保護者、教師等が気軽にできる、そういう親しみのある保健室になったらいいなと思います。

保健室で行う病気、けが等の処置等はどうかされておりますでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

保健室で対応、処置するものは軽微なものでございまして、昔流に言えばヨードチンキを塗る程度でございまして、例えば薬の投与とか、そういったものはほとんどいたしておりません。若干心配であれば担当の医師、私どもであれば三樹病院さん、担当医でございまして、そこへすぐ連絡をとるようにして、家庭にも連絡をして、どうも保健室で寝ている時間が長いとか、これは家庭に連絡したほうがいいというようなことであるときは、いつでも連絡をとって家庭と一緒にあって対応しております。軽微なものだけを保健室では扱っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

保健室では応急処置が原則だと思います、先ほどおっしゃったとおりですね。内服薬等は与えないとかですね。それで、健康上問題を持つ生徒に対して、そういう生徒がいると思いますけど、そういう状況等を関係職員同士と連携はとれているのでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

報告させていただきます。

問題性を持った子というぐあいな表現は余りストレート過ぎるかなと思いますけど、個人情報も交えて、そういった子につきましてはクラスの担当教諭もしっかり把握しております。養護教諭としっかりした連携をとりながら対応いたしております。

○2番（寺崎太彦君）

行きつけの病院等々あれば、意思疎通ができていれば迅速に対応ができると思いますのでですね。例えば、学校内で救急処置等々あった場合のそういう対応策等はできておりますで

しょうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも少し詳しく申し上げるべきでしたけど、個人的にはかかりつけの病院をちゃんと学校側に登録しておりまして、投薬を受けながら登校している生徒さんもおります。薬の飲み方いかんで時間帯によっては体調が状況変化したりいたすことがあります。そのときはすぐかかりつけの病院へ連絡をとって対応するように、もちろん親に連絡をして、すぐ対応するようにいたしております。いずれにしましても、それより深い意味での救急的なものは、やはり担当の病院、私どもの保健医のところを通じて指示を仰ぐようにいたしております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

保健室で養護教諭の不在の場合等あると思いますけど、そういう場合はどういう対応をされておりますでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

養護教諭も研修等がありまして出張等もありますので、その時点では学校側ではすぐ二番手の対応教諭をしております。保健体育系の教諭の中にはそういった免状を持った教師もおりますし、中学校はそうですけど、逆に小学校あたりでもすぐ対応できるような体制を組んでおります。

○2番（寺崎太彦君）

保健室は、生徒が体ばっかりじゃなくて、心を開いてヘルスカウンセリングの場としても、親しみのある保健室になってほしいと思います。そして、子供たちの健康を守るには、学校、家庭、食育、すそ野が大変広がっておりますけど、生活習慣予防や健康教育を取り入れて、生徒の将来の健康も視野に入れた学校健診をやっていただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に学校での暴力行為について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

では、寺崎議員の次の教育環境の中での質問であります、学校内での暴力行為についてでございます。回答させていただきます。

先日、中学校の体育大会、皆様御参列いただきまして、朝も申し上げましたが、ありがとうございました。あの場をごらんいただきましたと思いますが、生徒たちは学年間を越えて協力体制をとっております。非常にそういったことは、私どもうれしく存じております。

今度、10月2日は小学校でございますけど、小学校はなおのこと、喜々とした子供同士の触れ合いの場、競争もさることながら、それは中学校の大会でもごらんいただいたとおり、

クラス全員のレースに今はなっているわけですね。競争だけはラストランがありましたけど、中間でのレースは全員レースになっているわけですね。

したがって、肥満児の子も、いろいろ生徒たち同士で、あのクラスのあのときに自分が走ればうまくいく、そういったものもしっかり考え合わせて、よそのチームとのレースを考えているようでしたね。経験的にもそういうぐあいに判断しておりますけど、いずれにしましても生徒間は学年を越えて、非常にクラスごと、生徒間同士、うまくいっているのが現況でございます。

また、生徒と児童、教師との間でも、現在のところ暴力行為は発生いたしておりません。若干、苦い経験はありますが、現在ではございません。このことについては、私も教育委員会では校内の教師間、また校長対教育委員の間でも常々、毎月1回校長会を開催し、あるいは問題が発生したときは、その都度、教頭あるいは校長からストレートに電話をいただいて、すぐ私ども教育課で対応して、学校に行き処置し、家庭へも連絡しなければいけないようなときは、そのように対応いたしております。

例えば、町教育の基本方針でも述べていますが、子供たちの生きる力、これは今年度、国の教育方針でもありますが、それを受けて、生徒自身に豊かな心をはぐくむようにいろんな面で実施をしておりますし、寺崎議員も原田議員も小学校の参観日はありがとうございます。

ごらんのとおりに、通路はあばかないぐらいですね。そして、それも両親おられるところは両親で、偏見を申すわけではありませんけど、保護者の皆さんが御参列に来ていただくような時代になりました。それは学校側と私ども教育委員会も及ばずながらPRを兼ねて、学校に遠慮せずに来てください、そして自分たちの子供のポスト、ありようを自分の目で見てくださというのをPRしている証拠だと、そう思っています。そういった意味で、教師自身についても意識改革を要求しているところでございます。

重ねてではございますけど、学校、家庭、そして地域のおじいさん、おばあさんたち、青少年サポーターの皆さんも大変協力いただきまして、こういった全体的な教育環境づくりに注力しているところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

学校での暴力行為等聞きましたけど、個人的には自分が悪かったので先生からたたかれたこともありました。そのときは自分が悪いことをしたからたたかれて、自分は感謝をしておりますけど、今の学校では先生と生徒、生徒間同士、和気あいあいとされているということ聞きまして安心しました。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

町づくりについて。

まず最初に、ごみ減量化の取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

私のほうから、ごみ減量化の取り組みはという質問についてお答えいたします。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の環境担当課長会において、ごみ減量対策についての各市町での意見をまとめて、ある一定の方向性を定めて、ごみ減量化を図ることを共通の取り組みといたしております。

ごみ減量化のすすめの記事を掲載したり、地区外からの搬入車両の抜き打ちチェック、それから小学生を対象とした環境教育の実施、ごみ減量化の体験教育といった、そういった事業について積極的に取り組んでいきたいというふうに計画をいたしておるところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

現在、ごみや資源物の総処理数は現在ずっとふえておりますでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

今、リサイクルで資源ごみ回収等をやっておりますので減らなくてはいけないのですが、やはり少し上り方向にふえているような状況でございます。

○2番（寺崎太彦君）

ふえていると言われました。家庭から出るごみの約4割は生ごみだと言われております。右肩上がりにふえたらちょっと困るので、生ごみをそのままごみじゃなくて、どうにかせんといかんと思います。コンポスト等ありますけど、生ごみをリサイクルする、そういう施策等あれば教えてください。

○住民課長（福島日出夫君）

上峰町においてはそういった補助はやっておりませんが、隣接の鳥栖市なんかはそういった器具について補助をやっておられたみたいですがけれども、今年度からもう中止にされたそうです。というのも、やはり効果がいま一つといった状況でございます。先ほどふえているということを申し上げましたけれども、もう今下降ぎみであるんですよ。ただ、それに、実際の取り組みをやった効果がいま一つまだ出ていないといった状況でございますので、そこら辺をまた我々も検討し、減量化に努めていきたいというふうに思っております。

○2番（寺崎太彦君）

ちょっとわかりづらかったんですけど、畑等ある家庭はそこに穴を掘って生ごみ等を処理されているかと思っておりますけど、最近はなかなか畑もないようなところもありますので、できればEM菌等々、簡単にはできないかもしれませんが、そこら辺をもうちょっと住民等に発信していただけたら、町の広報紙等にちょっとしたリサイクルの仕方とか、ペットボトルを利用した植木鉢づくりとかかれてある、そんな感じで住民に対する啓蒙等していただけた

らいいと思います。そして、先進的事例で山梨モデル等々聞きましたけど、それを参考にするところはありますでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

今おっしゃられた分は、ごみ減量をする器具か何かのあれでしょうかね。それとも（発言する者あり）はい、わかりました。

こちらもいろいろと組合でも協議をやっております。その中で、鳥栖市がごみ減量化でそういったEM菌、先ほど申し上げました。そういった形での容器の補助はやっているみたいですが、先ほど申しましたように、それは余り効果が、いま一つということですので、そういった関連の事業等をこちらも模索しまして、何がしか、そういった器具での減量化を目指して検討していきたいというふうに思います。

○2番（寺崎太彦君）

山梨モデルでされてありますけど、今までステーション別でごみを集めてあったのを戸別ごとにするとか、そうしたほうが、住民が自分の家はこれだけごみが出ているんだと、そういう意識づけとかいろいろありますけど、ぜひとも検討してください。

それと、ごみ袋の大きさ、今は1種類しかないんですけど、小っちゃいととかできないでしょうか。

○住民課長（福島日出夫君）

ごみ袋の種類についてでございますが、その分についてはこちらもいろいろ意見もお聞きしておりますので、前向きに検討していきたいと思います。

○2番（寺崎太彦君）

生ごみの特に今夏場、核家族になって少人数の家庭はなかなか、あの大きい袋いっぱいになるまで待てないとか、生ごみを袋に入れてベランダしか置くところがないとか、そういうところはもう少し袋が小さいほうがいいのか、そういう声も聞きますので、ぜひ検討をお願いいたします。

それと、ごみ袋ですね。隣のみやき町は、ごみ袋に有料広告を入れているんですよ。今はなかなか、ごみも処理するとコストがふえる。少しでもそんなふうに入収入がふえたらいいと思いますけど、どうでしょう。

○住民課長（福島日出夫君）

ごみ袋に宣伝広告を入れるということにつきましては、こちらのほうも調べまして前向きに検討してまいります。

○2番（寺崎太彦君）

ぜひとも検討してください。このままごみがふえ続けると、処理するコストもふえて住民サービスの低下が懸念されますので、住民一人一人がごみ減量化を考えて行動していくのが大切かと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（大川隆城君）

次に、下津毛（中学校体育館東側）の洪水対策と下津毛宇佐八幡宮ののり面改良について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、下津毛（中学校体育館東側）の洪水対策について、それと下津毛宇佐八幡宮ののり面改修についてということで御答弁申し上げたいと思います。

まず、下津毛（中学校体育館東側）の洪水対策につきましてですけれども、この地区につきましては毎年、梅雨時期の集中豪雨により、外記のため池からの水が中学校グラウンド付近より東のほうへ越水し、住宅分譲地へ浸水被害が出ております。

この洪水対策につきましては上流にあります、先ほど申し上げました外記のため池を地域の調整池として役割ができないものかということで、下津毛地区の区長さんたちと協議検討を重ねておるところでございます。下流への到達時間をおくらせる目的で、ため池の余水吐きより幾らかでも水位を下げてもらおうよう地区にお願いしているところでございます。しかしながら、この時期につきましては、かんがい時期と重なりますので、思うようにため池の水位も下げられないというのが現状でございます。そういう中で、その余水吐きにゲートを設置し、治水容量を高め、下流への水量の調整ができないものか、今現在検討しているところでございます。

続きまして、下津毛宇佐八幡宮ののり面改良につきまして御答弁申し上げます。

ことし3月25日付で地区より、下津毛八幡宮西側斜面の土砂崩れ防止工事施工についてという要望書が提出されております。後日、地区役員さんたちと現地で踏査、協議を行い、のり面にありました大木の切り株3本につきまして、その根の部分が空洞化し、仮に崩落した場合、通行人の人命にかかわる事故や道路施設や家屋への被害も想定されましたので、その木を伐採した経緯がございます。

また、それは政教分離の原則にも照らし合わせた結果、今回の木の伐採につきましては、宗教施設が特定の便益を町に求めるものではなく、地区の総意として、危険防止の観点から町ができる範囲での最低限の行為といたしまして、判断して行ったものでございます。

今回の議員の質問につきましては、まずもって町道との境界がのり面の下にあること、また、先ほど申し上げました政教分離の原則もございまして、町といたしましては公費をもって、単にのり面の工事を行うことは非常に難しいかと思っているところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

町長の行政報告書にも書いてありましたけど、ことしの夏、下津毛の体育館の東側に土のうを積んだと書いてありましたけど、もう3年連続なんですよ。毎年、土のうを積んでおります。しかも、ことしの夏、洪水したとき子供があそこの用水路にはまったと。一步間違

えれば重大なことなんですよね。非常に危険だと思います。今、ゲリラ豪雨等いろいろ言われておりますけど、普通の梅雨時期、毎年、土のうを積んではおります。これからもっと降って大変なことになる前に、ぜひともあそこの洪水対策をしっかりとしてもらいたいと思います。

それと、下津毛の宇佐八幡宮ですか、なかなか宗教施設等でできないかもしれませんが、あそこは以前2回ほど実際のり面が崩れて、納富さん方の小屋まで行ったということが実際、起こっております。災害が起きたら想定外とか言われますけど、実際2回起こっているんですよね。今度起きたら想定外とか言われなと思います。ぜひともどうにか工夫してやってもらいたいと思いますけど、どうでしょう。

○振興課長（江崎文男君）

1つは、外記のため池下流の洪水対策でございますけれども、議員言われるとおり、近年、ゲリラ豪雨ということではいろいろと問題になっております。実は昨年10月25日に県全体の県のゲリラ豪雨等の対応について市町との意見交換会というのがございました。近年このようなゲリラ豪雨になって、被害を受けるところが多くなって、特に佐賀市内あたりは非常に低地ということで被害が大きいということを伺っております。

そういう中で、先ほど私が申し上げました、地区との協議が必要なんですけれども、余水吐きへのゲートの設置、これにつきましては、そのゲリラ豪雨から出てきました流域貯留浸透施設整備事業というものがございます、これは国の3分の1が出てきますけれども。この事業を活用して何とかゲートができないものかということで、今県と協議をしているところでございます。

先ほど申されました、3年ぐらい続いてなっています。そういう中で私たちも地区と話をしながら、周りの状況も勘案したところ見ますと、どうしてもやっぱりため池を地区の調整池がわりにしないと、これについては非常に下流に対しての問題的なものが増えていくという観点から、私たちとしては外記のため池を調整池がわりにやっていきたいと。そういう中では、そこを管理されておられます地区、主に下津毛地区なんですけれども、そこでの協議が物すごく大事になってくると思います。

そういうふうな形で、もしゲートができるにしても、地区の皆様方の管理という形になっていきますので、また、そのゲートをつくることによって水位が上がってきます。そういう中で、ため池の周囲の方々との調整といいますか、どういうふうなことが起きるか、それもまた協議していかなければなりませんので、計画的には早くうちのほうも結論を出して、このようなゲートをつけたいと、高さをこのようにしたいと、そういうことによって地区との協議を行い、どういうふうな問題点があるのかということ、早目に地区のほうにお伺いしていきたいと思っております。

また、先ほどの宇佐八幡宮のり面改良につきましてですけれども、先ほど言いましたと

おり、あくまでも官民境界という形がのり下のほうにあります。よって、基本的には町の予算というのを一つの民間の施設に設けることについては、できないんじゃないんですけれども、そこには幾らかのハードルがございまして、地方自治法によって補助金ないし負担金を出せるという条項もあります。ところが、その反面、先ほど言いましたとおり政教分離等がございしますので、そこら辺は最終的にはどういうふうな、その宇佐八幡宮が政教分離に違反するのか、違反しないのか、そういうところも見て判断をしなければいけないと思いますけれども、一つだけ、船石地区の同じく神社で整備をしたところがございまして。

ただ、それにつきましては、あくまでも船石神社が地区の人たちの管理によって公園化、もう常にされているという中での農村公園の事業でありましたので、それがその下津毛の宇佐八幡宮と船石の同じく神社とイコールになるかといいますと、私たちから見てなかなか今の管理状態、それと皆様方の憩いの場というような観点から見ますと、船石公園についてはその事業がされた。ところが、同じような事業がもしされるかといいますと、なかなかそこら辺もありますので、ちょっとまだ、下津毛の宇佐八幡宮についての公的資金を費やすという問題につきましては、なかなかすぐにはできないかと思っていますのでございまして。

○2番（寺崎太彦君）

体育館の東側の住宅の人と先日ちょっと話したんですけど、この前ちょっと役場に用事で来て、そのときもどうにかならんかと、結構役場には相談しているんですけどねとか。洪水やのり面、あそこの周りの人は本当に心配しておられます。ぜひとも安心して生活できるように、対策をよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に、町内の住宅用火災警報器の設置状況について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

私のほうから、町内の住宅用火災警報器の設置状況につきまして御答弁をさせていただきます。

皆様方のおたくでは既に備えつけられていると、そのように思いますが、住宅用の火災警報器については、平成18年6月に消防法が改正され、一般住宅への設置が義務づけられています。新築住宅につきましては平成18年6月1日から義務化されましたが、既存住宅は猶予期間が設けられまして、その期限は平成23年5月末日まで、そのようになっております。その範囲については、各自治体で定めることと規定されております。

議員も御承知のとおり、本町は広域消防行政に加わっていますので、鳥栖・三養基地区消防事務組合で管轄されている火災予防条例で火災警報器の設置期限が定められております。消防事務組合の条例では、既存住宅の設置基準については平成23年5月31日までとなっております。

前置きが長くなりましたけれども、町内での住宅用火災警報器の設置状況につきましては、

鳥栖・三養基地区消防事務組合で聞き取り調査が行われております。そのデータは、各市町ごとには分類されておりませんで、本町分を抜き出してはわかりません。平成23年6月末時点の鳥栖・三養基管内の推計普及率は64.2%となっております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

そしたら、新築は平成18年の6月1日、既存は平成23年の5月末日。そうすると、これで見ますと、もうすべてつけんといかんという状況ですよ。そしたら64.2%、そうすると約36%つけていない家庭がありますけど、そこに対しての普及や広報活動はどうされているでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

これまでも実施してきておりましたが、町の広報紙とか、あるいは全戸配布、広報紙に添付しまして全戸配布とか、そういったもので啓蒙を図っていくと、そういう必要があるかどうかと思っております。また、消防事務組合のほうでも、そういった取り組みは随時行われております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

よその町の話ばかりしてはどうかと思いますけど、隣の吉野ヶ里町は平成21年度に予算を組んで、全戸火災警報器を配って取りつけまで町でしております。我が町では、そういうことはなかなか厳しいとは思いますが、予算がかかりますので、予算がないなら何かもうちょっと普及するようなアイデアを出して、住民の安全を守るためにもうちょっと何かせんといかんんじゃないかなとは思いますが。女性消防団がちょっと啓蒙しに行くとか、何かアイデアを使って、お金のかからんような方向はされないでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

まず、この条例自体に罰則がないと。そういうのが一番だと、そういうふうに思います。それと、私思うに自動車のシートベルトと一緒に、この火災警報器というのは自分の身を守るために設置する、そういう自分の意識がそれぞれに必要なんじゃないかなと、そういうふうに思う次第でございます。

あと、どこに取りつけられているか、そういうのがわかりませんので、なかなかそこら辺を外から判断するというのも難しいんじゃないかなと思います。家に立ち入るといっても、本人の許可がないと立ち入れないと。それとあと寝室とかありますので、なかなかそこら辺のところ非常にネックになっている状況でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほどの答弁を聞きましたら、シートベルトと同じで個人のあれとあって、行政としては

火災警報器については余り興味がないように感じましたけど、出火した場合の、就寝時につけているのとつけていないとでは、かなり死亡率が違うと聞きます。安心・安全の町づくりを考えたなら、もう少し努力していただきたいと思いますけど。

○総務課長（池田豪文君）

行政といたしましても老人クラブとか協力をお願いしまして、そして老人クラブの皆さん方に設置をしないかと、そういったところで町内の電気屋さんも協力いただいて設置してきておりまして。

ただ、私が申し上げましたのは、自分たちが自分たちの身を守るために設置する必要性があるというのを認識していただかないと、なかなか設置も難しい。そういったことでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

自分自身、つけているのとつけていないとでは、やっぱり自分の身を守るためでしょうけど、取り付けの啓蒙活動等は粘り強くやってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

議員御指摘のとおり、そういう努力を傾注していきたいと。そのように思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

了解ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で2番議員の質問が終わりました。

次に進めます。3番橋本重雄君。

○3番（橋本重雄君）

改めまして皆さんこんにちは。一般質問の通告書によりまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず一番最初に、地上デジタル放送についてということで、平成23年の7月24日をもってアナログ放送が終了いたしましたして、地上デジタル放送に切りかわったわけですけれども、町内において受信がふぐあいなところがないかということでお尋ねをしております。

あるとすれば、その対策はどういうふうにしたらいいかということもお尋ねしたいと思いますので、それ1つ2つということで分けておりますけれども、答弁は1つでまとめてもらって結構です。

続きまして、財政についてということでございます。

平成22年度の決算書をいただきましたので、それを見ておりましたところ、繰越金が141,591千円ほどになっておりまして、この繰越金の取り扱いについてどういうふうを考えて

おられるかということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、普通交付税の金額が予算書、今回の補正予算書を見てみますと決まったよう
でございまして、約31,500千円程度増額になっております。その増額の要因と、この増額に
なった分の使い道はどういうふうにされる計画かということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、町の収入財源になります町税、保育料、住宅使用料、下水道使用料の現年度
分の調定額をお知らせいただきたいということで、資料をお願いしてございまして、資料をい
ただきました。どうもありがとうございました。これについて、また資料を見ながら質問を
させていただきたいと思います。

続きまして3番目に、保険税についてということで、1番の項目が、国民健康保険税のあ
り方についてです。

それと、特にこれも繰越金が108,713千円ということで、総予算に対しては大変大きい金
額が繰越金となっておりますので、その繰越金の考え方についてお伺いしたいと思いま
す。

続きまして、佐賀県市町の国民健康保険税の税率一覧表の資料をお願いしますというこ
とで、資料を求めてございまして、それも資料をいただいております。ありがとうございました。
それによって、ちょっと後でまた質問させていただきたいと思います。

続きまして、市町村共済組合の短期共済の個人負担の限度額は幾らになっているかとい
うことをお尋ねしたいと思います。

続きまして4番目に、今、政府管掌保険とは言わないかもしれませんが、ちょっと私の頭
の中にはそれしかなかったもので、そういうふうには書いておりましたが、要するに厚生年金が絡
んだ保険ですね。その政府管掌保険の個人負担の限度額が幾らになっているかを調べてい
ただいて、お知らせいただきたいということで書いておきます。

続きまして、大きい項目の4番目に、公民館長についてということで、前回、公民館長に
ついて私が質問をいたしましたけれども、その中で雇用期間が規則的にはいつまでとなっ
ておりませんでしたので、今回、ちゃんと整備ができていくかについてお尋ねをいたした
いと思います。

それからもう一件、非常勤嘱託職員となりますが、その勤務時間の割り振りですね。それ
についてお尋ねしたいと思います。

それからまた、最近いろいろと住民の方からお話を聞く部分でございますので、教育長さん
が公民館長のほうに、就任後、どのような指導をされているかを聞かせていただきたいと思
います。

続きまして5番目に、あいさつ日本一運動についてということで、スローガンが掲げてあ
りますけれども、そのスローガンはもう大変すばらしいものだと思います。

しかしながら、やはり今ちょっと中だるみ傾向にあるところもあるんじゃないかなとい
うところが見受けられますので、この際、もう一回見直しをしたらどうかなというふうな気持

ちがありましたので、ここに質問をさせていただいております。

以上、早口で申し上げましたが、私の質問項目は以上でございます。御答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、地上デジタル放送について、①②まとめて執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

橋本議員のほうから1. 地上デジタル放送についての中で、完全移行になってふぐあいなところはないかと、あるとすればその対策はという御質問をいただいております。お答えをしてみたいです。

まず、我が上峰町は、御存じのとおり細長いということで、この全体的な地デジに関する状況をまずお話をさせていただきますが、要するに一般的に映るところを一般と申し上げますが、一般のところとデジタル混信のところと、それから難視地区、もうほとんど映らないというところと3カ所に大きく分かれております。

それでまず、最初に、ふぐあいなところはないかということでございますけれども、そこにつきましては、一般的な、町内でも一般的な御家庭の地上デジタルに関して、まずお答えをしてみたいというふうに思います。

先ほど議員もおっしゃいましたように、7月24日に地上アナログ放送が終了いたしまして、地上デジタル放送のほうに完全に移行しております。今回の移行に伴って、一般の部分でのふぐあいがあるという報告は受けておりません。

完全移行後の状況をこちらのほうで調査いたしましたので、御報告を申し上げたいと思います。

アナログ波の停止によりブースターによる障害やアナログとデジタルとの混信が解消され、受信環境が改善された。

次に、申告、申し出によるデジタル混信は全県的にはなかった。

それから3つ目です。完全移行前の2月と5月にNHKが実施した調査によりますと、本町については問題なく視聴できているという、そういう答えがデジサポ佐賀というところからの回答でいただいております。

次に、先ほどは一般的な御家庭の部分を上申しましたので、難視地区、正確に言いますと、区域外放送の受信困難地区というものがございます。これにつきましては、対象が鳥越地区というふうになっております。

ここの鳥越地区につきましては、昨年、平成22年の6月時点、説明会等にこちらのほうも立ち会いまして、事前に説明会等を開催されております。

結果だけ申し上げますと、ここの鳥越地区、対象世帯数が29世帯、このうち高性能アンテナ

ナの設置によります改善が12世帯、セーフティネットの利用による世帯が17世帯というふうになっております。

高性能アンテナにつきましては、映るところを探して、そこにアンテナ、ポール等を立てて、そして見えるように、見える位置まで移動してアンテナを立てると、それが、アンテナの位置が自分の敷地外の場合も出てまいりますけれども、この高性能アンテナの設置につきましては、単純に言いますと、35千円を御自分で負担していただいて、それ以上は国のほうが面倒を見ると、そういうふうになっております。それが12世帯。

それから、セーフティネットの利用というのですが、これは、この高性能アンテナを利用しても確実に映像が映るという保証が、一般的に見るのには映ってはいるんですがというような状況でも、デジタル放送の場合はもう映るか映らないかということになりますので、そこら辺の心配があるということで、アンテナでは無理という世帯については衛星放送を利用していただきまして、東京のほうのキー局の7局の地上デジタル放送を見ていただくというふうになっております。これにつきましては、BSのアンテナ等につきましては、本人で負担ですが、放送その他の受信料とか特に必要ないというふうになっております。それが鳥越地区の状況でございます。

次に、デジタル混信地区というものがございまして、これにつきましては、切通地区内で34号線からちょっと北のほうに行きまして、それから西のほう、ちょっと婦人の家の南方向ぐらいでちょっと谷間のような形になっていると思っておりますが、そこでデジタル混信が発生しているというようなことがございましたので、こちらについても事前に区長さんのほうに話をして、その世帯、対象世帯が実際に測定してみないとわからないということもございましたので、チラシを入れていただいて、デジタルの受信機をつけているけれども映りが悪いというような方については申し出をしていただいて、調査をやっております。それが37世帯。この37世帯のうち、34世帯につきましては既に対策が終わっておりまして、3世帯については、ちょっというと、アンテナをちょっといじったらきれいに映ったとか、そういうのが3世帯あったということでございます。

町内の地上デジタル放送の移行に伴います状況につきましては、以上のとおりでございます。

○3番（橋本重雄君）

今、詳しく説明をしていただきましたので、大体わかりました。

それで、実際、受信者の方の話を聞くと、BSで見るやつも何か期限が4年間ぐらいしかないということで、後はもうどうなるかわからないというような不安感を持っておられましたが、これはどんなふうになるんですかね。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃったように、この放送の期間というものは平成27年3月末ということで、限定ということに現時点ではなっております。ですから、その先についての御質問でございましたけれども、その辺については今のところはっきりいたしておりません。それまでの間に、地上のほうで見れるように恒久的な対策を引き続き検討するというふうに総務省の見解としてはなっております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

見えない区域が、一応、鳥越地区とか切通地区とかいろいろあるようですけれども、他町村では何か集合アンテナをつけて見えるようにしているところもあるような話も聞きましたが、そういう方法もあるんですか。

○企画課長（北島 徹君）

この地上デジタルの移行に関しましては、いろんな何といいますか、状態といいますか、がございます。確かに今おっしゃったように、集合アンテナということも、他の町ではあるところもあるようでございますが、一番はっきりするのはケーブルテレビとか、そういうものもございます。

ただ、ケーブルテレビの場合については、受信料が別に有料になってくるという問題もありますし、集合アンテナについては、結局例えば集合ぐあい3軒で1本とか、5軒で1本と、そうした場合に、それを、維持管理はすべて個人でやっていただくということになります。

それで、そういうお話も鳥越のほうでさせていただいている経緯もございますが、実際には、鳥越地区においては別々に立てたいということで、将来のことも考えて別々に本町の場合は立てられたという事例がございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。それでは次に進みます。

財政について、まず最初に、平成22年度決算における繰越金について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

財政について、平成22年度決算における繰越金についてという御質問をいただいております。

御存じのように、平成22年度決算における一般会計の繰り越しは153,180,734円ということでございまして、うち翌年度に繰り越す財源として11,589千円がございます。実質収支は141,591,734円というふうになっております。

それで、参考までに平成18年度以降の実質収支、古い順から千円単位で申し上げたいとい

うふうに思いますが、平成18年度が81,553千円、平成19年度が93,309千円、平成20年度が72,611千円、平成21年度が85,017千円、それと平成22年度が141,591千円というふうになっております。

この御質問では、繰越額が多いということでの使い道といいますか、はというお尋ねがあったというふうに思っております。

今回の補正で50,000千円の繰越額に対し、91,591千円ほど補正をお願いをいたしております。これにつきましては、歳出のほうで、財調、それから減債基金、公共施設整備基金のほうに多額の基金を積み立てたいということで計画をいたしておりますし、公債費の支払いです、元金の支払いも12,900千円ほど、できるもの、支障がないものから、借金も返せるものは返していきたいということでお話をさせていただいております。

それと、今回、林道の補修工事も計画しております。

そういうものに、この繰越金を財源としてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

予算の関係でございますけれども、今、町はお金がない、お金がないということで、節約、節約ということで頑張っておられます。それはよくわかります。

しかしながら、やはり町民の方が決算書を見られて繰越金が141,000千円あれば、もう少し何か緊急にせんといかんような箇所はされるんじゃないかなと思われるんじゃないだろうかと思うわけですよ。

だから、要するに予算の組み方のテクニックだと思いますけれども、やっぱり3月の時点で思い切って絞っていると思います。そのところで、ある程度基金のほうに回しておけば、こういうふうに前年から何年間か繰越金の金額を申し上げられましたけれども、1億円とかは越しておりませんでしたので、そこら辺のところの予算の組み方によっては、3月の時点で積立金なんか回しておけば、こんなふうに繰越金は出なかったんじゃないかなというふうに思うわけです。要するにこんなに金があれば、やはり仕事もしてくださいよと町民の方が言われるんじゃないかなという私は懸念を持っています。それとまた、緊急に早くしたほうがいいような場所も結構あるんじゃないかと思うんですよね。そういう関係で、私は今回質問をしております。

さっき答えられたように、今年度の予算で積立金とかされているのはわかります。それはわかりますけれども、決算書のつくり方というか、表面上出てくることを考えれば、やっぱり3月の時点で、これはある程度調整がきくと思いますので、よっぽど見込みがなかった収入がぼんと入ってきたら、それは話は別ですけれども、大体調定額がありますので、どのくらいの調定額で、どのくらいの収入見込みがあるというのは、3月の時点で予算を最終補正をするときにはある程度わかると思いますので、そこら辺のことを、今後のことですけれど

も、来年度あたりもこんなに繰越金をいっぱい出すような形じゃなくて、有効に使えるように予算を組んでいただければなというふうに思って質問をさせていただきました。

以上です。答弁要りません。

○議長（大川隆城君）

次に、普通交付税の増額の要因及び使い道について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の財政について、普通交付税の増額の要因及び使い道はという御質問にお答えをいたします。

平成22年度の普通交付税は829,000千円、前年度比で122,000千円の増、前々年度比較で232,000千円の増というふうになっております。

これは、三位一体改革により地方交付税の見直しによる平成15年度以降の減少から、平成21年度以降は国の地方財政計画において普通交付税総額が増額確保されたこと、及び不景気の影響により基準財政収入額が減少したことで普通交付税が増額となった、これが一つの要因だというふうに考えております。

普通交付税の使い道でございますが、一般財源として収入いたしますので、平成22年度歳出予算全般に充当しております。

その中で、特徴的な充当先を2件だけ申し上げさせていただきます。

1つは、工業用地取得造成分譲特別会計の清算に伴う繰出金のうちの52,000千円、もう一つは、増加を続けている各種扶助費が上げられます。

以上で答弁は終わります。

○3番（橋本重雄君）

交付税の増額が年々ちょっとふえてきているわけですが、交付税というものは要するに単位費用がありまして、その項目によって積算をして出すわけですから、とりたてて言うべきものでもないと思いましたが、予算の見込みからすれば30,000千円近く多くなっていますので、どういうふうに要因が、収入の要因が、前年度と比較すれば1億幾らですかね、数字をちょっと今持ってきていませんのでちょっとわかりませんが、予算的には31,459千円ほどの増額、今度補正をされているようですので、当初の見込みはある程度少なくされていたかとは思いますが、それだけふえたということはいいことであって、それはよしとしまして、使い道については町長言われるとおり一般財源ですから、おのおの分けて使っているとは思いますが。

それで、とにかく緊急に仕事をしなければいけない分がもう、やっぱりずっと辛抱してきたから、町内見てみれば結構あるんですね。だから、できるだけ、そういう緊急性のある分に投資をしていただきたいなという気持ちがありましたので、お尋ねをいたしました。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、収入財源の調定額について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

御質問につきましては、収入財源の調定額についてということで、資料をまとめて町税、それから保育料と使用料ということで差し上げておりますが、町税の分につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

平成23年度現年の分の各町税からですけど、万単位で、済みません、御報告させていただきます。

個人の町民税でございますが346,800千円でございます。法人の町民税につきましては81,790千円でございます。固定資産税につきましては729,300千円でございます。軽自動車税につきましては21,230千円です。たばこ税につきましては、済みません、先ほど申しました法人税と、それからたばこ税、それから入湯税につきましては、毎回毎回の各月の申告がございまして、8月末現在の申告額を申し上げたいと思っております。たばこ税につきましては29,250千円でございます。入湯税につきましては450千円でございます。計といたしましては1,208,840千円でございます。8月末現在の徴収収納につきましては750,380千円でございます。約62%の徴収率を見ております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに執行部の答弁ありませんか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○3番（橋本重雄君）

煩わせて済みませんが、こういうふうで調定額を調べていただいたわけですがけれども、特に町民税は昨年より約10,000千円ほど減額になっているようです。それで、やっぱり不況が影響を及ぼしているかなというふうに、個人の部分ですがけれども、そういうふうな感じがします。

それと、固定資産税についても約2,800千円ほど調定額が落ちているようです。これも、やはり企業さんあたりが償却資産なんかももう買いかえをしないとだんだん減っていく可能性も、こういうこともありますので、ほかに新しい企業とかが来て、工場とかを設立していただければ固定資産税もふえてくると思うんですけども、今のところそういう傾向も余り見えないようなんでちょっと下がった状態になっているようですね。

それから、ほかの税金については事後調定といいますか、申告があつてからの調定になるので最終的にはならないとわからないわけですがけれども、この町税を見る限りでは昨年よりかよくはないような感じがしますね。

あと、法人税の収入がどれだけ平成22年度オーバーできるかが問題だろうと思えますけれども、今のこの様子を、調定額だけを見れば、そんなに上向きに収入がふえるという傾向じ

やないみたいに感じます。

それから、保育料につきましても、住宅使用料につきましても、前年度とそう変わりはないようでございますので、これも余り期待はできないわけですが、下水道使用料につきましては、これもまた事後調定やっていると申すんですね。今現在、42,700千円程度ですので、これも最終的にはならないとわかりませんので、ここでとやかくは言えませんが、今年度においても特別に収入がふえるというような、この税関係だけを見ても範囲ではないようですので、また、徴収の面で苦勞してもらわなくてははいけませんけれども、あとは徴収率をいかに上げるかによってまた収入もふえてくると思っておりますので、その担当課についてはせいぜい頑張ってください、町のために少しでも潤うようになしていただきたいというふうに考えます。

以上です。答弁要りません。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

保険税について、まず、国民健康保険税のあり方について、執行部の答弁を求めます。特に繰越金の考え方についても答弁お願いいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

橋本議員の質問事項の保険税についてのことで、国民健康保険税のあり方について、特に繰越金の考え方について答弁させていただきます。

国民健康保険は突然起こる病気やけがに備え、加入者がふだんみんなでお金を出し合う相互扶助を目的とする保険制度であります。

国民健康保険制度は、加入者に納めていただく保険税と国県町の公費で運営されております。その中でも、保険税収入は重要な財源となっております。

なお、国民健康保険税は、世帯別の平等割と被保険者の均等割と所得割で課税され、平等割と均等割が応益割で所得割が応能割と申しますが、この応益割と応能割が50対50、これが賦課割合の平準になっております。本町のこの割合、平成22年度分では、医療分で応能割が47.28、応益割が52.72であります。

次に、繰越金の考え方でございますけれども、平成20年度の繰越金が98,737千円、平成21年度は128,709千円、平成22年度が108,713千円の繰越金があります。が、この繰越金から前年度の繰越金を差し引いた額、これが単年度収支になりますけれども、この単年度収支になりますと、平成20年度が20,762千円、平成21年度は29,971千円、平成22年度はマイナスの19,996千円となっております。平成22年度の繰越金の108,713千円でございますけれども、当初予算で30,000千円計上し、今回の補正で78,713千円計上し、予備費で今回補正で80,495千円計上しております。

繰越金の基本的な考え方といたしまして、次年度の当初になりますと現金が不足し、年間

の資金の運用を考慮しますと、全体的な資金の考えでいきますと、なかなか国民健康保険特別会計自体が難しくございます。

けれども、今回、1億円ちょっと繰越金が出ておりますけれども、この繰越金を今年度、平成23年度で運用して、もし3月で幾らかでも余裕が出てきましたら、会計管理者とも検討しながら、少しでも国民健康保険財政調整基金のほうに積み立てていきたいということで検討したいと考えます。

以上で答弁終わります。

○3番（橋本重雄君）

国民健康保険税についての考え方なんですけれども、国民健康保険税というのは、その年に被保険者となられた方で運用をするわけですよね。だから、そのように繰越金を翌年に繰り越すということは、次の世代の人はそれでは助かるかもしれませんが、その当該年度の人にすれば、わざわざそんなにいっぱい繰越金をつくらなければいけないかという考え方も一つはできるんじゃないかというふうに思います。

と申しますのは、私もよく言われますけれども、国民健康保険税が高いということをよくよく聞くわけなんです。それで、後のほうで、また共済組合とか、政管健保のほうの金額もお尋ねしたいと思っておりますけれども、今、限度額が770千円に今度になりましたよね。それで、私たちも社会保険というか、共済のほうに入っておりますけれども、私たちが入っていた金額をそのまま国保のほうに移行すれば、もう770千円の限度額になるという形はもう当然の形と思うわけなんですけれども、そういうふうで、国民健康保険税は私が先ほど申しましたように、当該年度の人たち、要するに加入者によって賦課されて、それを支払いをしていくというのが一番の筋だと思うんです。そういうことばかり言ってもなかなか運用としては難しい問題もありますので、基金とかをつくって運用をするわけなんですけれども、当町は今約50,000千円程度の基金を持っているわけなんですけれども、そういうふうな先ほど一般会計でも申しましたけれども、残りこういうふうな繰越金という形を表面に見せたら、やはりちょっとテクニック上もう少し上手に運用したほうがいいんじゃないかなというふうな気もしますので、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、ある程度支払いの状況を見られて、保険税を安くちょっとなかなかできないとすれば、そういうふうな繰越金はある程度少ないような形にしとったほうが無難じゃないかなという気がいたしますが、どうでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほども申し上げましたとおり、単年度ごとの繰越金というのは、前年度、平成21年度は120,000千円、平成22年度は1億円ということであったんですけれども、これが先ほど言ったように、その年の繰越金から前年度の繰越金を引いた額でいきますと、それが純粋にその年の受益者、加入者の部分の繰り越しになるんですけれども、それでいきますと、平成20年度で20,000千円、平成21年度で29,000千円、平成22年度になりますとマイナスの19,000千円

ということで、単年度収支的にはそんなに足らんとか、余ったとかというようなことではありませんので、先ほど申し上げましたとおりに、年度末、3月になったときに全体の部分を考えながら、会計管理者とも相談しながら、基金に積み立てることができるお金が出てきましたら、補正で積み立てたいということで考えております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。じゃ、次に進みます。

佐賀県市町の国民健康保険税の税率一覧表を求めて質問ということであります。

○3番（橋本重雄君）

資料の要求をしておりましたので、手元にいただいております。どうもありがとうございました。

それで、県内を見てもみますと、上峰町につきましては、そうですね、真ん中よりか上というかですかね、そのくらいの位置にあるんじゃないかなというふうに思います。極端に安いところもありますし、ある程度、こんなに高いんだなというところもあるようです。

それで、これは、今の保険税になったのはいつからですかね。それをちょっとお尋ねします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、平成20年の4月1日から税率の変更がっております。この分につきましては、後期高齢者の支援金の課税の追加で、そのときが後期高齢者の分で所得割が9.0%、均等割が25千円、平等割が30千円ということで、今の部分は医療部分のほうでございます。

それから、支援金が、所得割が2.0%、均等割が6千円、平等割が7千円、介護分といたしまして、所得割が2.5%、均等割が9千円、平等割が5千円であります。

その前に行きますと（「もういいです、いいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○3番（橋本重雄君）

平成20年の4月にこの税率になったということですので、これも3年間は経過をしているわけですがけれども、今のところ繰越金とかも、実質収支的には下がってきていますけれども、どうにか運営できているんで、保険税の値上げというのはどんなふうな考えを持っておられるかお尋ねします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

今のところ、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、単年度収支的には赤字のときもありますし、プラスのときもありますので、その部分につきましては、今のところ保険税率の改正というのは考えてはおりませんが、ただ、先ほど説明の中で、応能割が平成22年度で47.28、応益割が52.72ということで、通常50対50で平準になっておるわけですが、この割合が45対55の範囲を超えますと、一応税率の改正の要件のほうになってきますので、

その折に検討をしたいと思います。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

保険税を上げるも下げるも、またひっくり返してみれば、医療費が一番の問題ですので、適正な医療を受けられるように、各課でも住民にしっかりした指導を行って、医療費の抑制に努めていただければなというふうに思います。

以上、この項終わります。

○議長（大川隆城君）

次に、市町村共済組合の短期共済の個人負担の限度額について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

私のほうからお答えさせていただきます。

平成23年度における佐賀縣市町村職員共済組合の短期掛金の限度額についてでございますが、月額55,781円でございます。

なお、この分に介護保険料率は含まれておりません。

また、賞与につきましての掛金は含まれておりませんので、念のために申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「じゃ、済みません、続けて4番を」と呼ぶ者あり）それでは、次に進みます。

政府管掌保険の個人負担の限度額について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

続きまして、4番の政府管掌保険関係でございますが、現在、協会けんぽと申し上げまして、協会けんぽの佐賀県支部の平成23年度保険料資料によりますと、月額58,080円となっております。

なお、介護保険料率は7.55、1000分の7.55ということであります。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

今、市町村共済組合と協会けんぽのほうの数値を御教示いただきまして、なるほど、どこでも結構負担が高くなっているなというふうな感じがしております。

保険については、病気したときのためにはどうしても必要な保険でございますので、町民の皆さんも保険に対しては理解を深めてもらうように、やはりPRをしていく必要があるんじゃないかと思います。やはり広報紙とかに県下の税金の率の一覧表とか、そういうのを載せていただくと、住民の方も、よそもこんなにあるんだなということがわかってもらえると

思いますので、そういうふうなやはり保険税が高いということを知ると、ただ単に高い高いということでおっしゃる部分もあるので、内容的なこともある程度広報紙等でお知らせをしていただければと思います。

一応これでこの項を終わります。

○議長（大川隆城君）

では、次に進みます。

公民館長について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

橋本議員の御質問であります公民館長について、公民館長就任後の教育長としての指導はという御質問を受けましたので、そのことについてお答えさせていただきます。

館長につきましては、橋本議員より6月時の議会においても、プライベートな面で多々御指摘を受けましたので、そのことにつきましては真摯に受けとめております。

したがって、私自身、館長の行動に当たっては、ポリシーをそのままスパルタ的に、厳格に、彼自身に対処しているところであります。

ただ、それでいても、先ほど議員の発言の中にありましたスポイルしたところがありましたので、非常にそのことにつきましてはざんきにたえません。

その後、私たちは、毎朝のミーティングを必ず実施して、その日の行動について全員で確認し合っています。

まずもって、この教育委員会は、たくさんの多種多様なお客様を迎えるところでありますので、明るくしなくちゃいけないということは一番に申し伝えているところであります。このことについても、暗いというのは6月の議会で御指摘を受けましたので、深く反省をしているところでございます。

お客様に明るく迎えて明るく帰っていただくようにと、ミーティングの中で十分に伝えて、お互い確認し合っているところでございます。

館長自身につきましては、スタッフであることを十分に認識していただくように伝えて、接し方についても是々非々指導し、お互いに対峙し合っているところでございます。

それが現況でございます。

○議長（大川隆城君）

今、教育長から答弁いただきましたが、質問の中には（「勤務時間と2点お尋ねしていますので、それも続けて」と呼ぶ者あり）勤務時間の関係と雇用期間の関係もお尋ねになっていますから、それも答弁してください。

○教育長（吉田 茂君） 続

不十分で大変申しわけありませんでした。

御質問のあと事務レベルでの意見、御指摘の件、答弁させていただきます。

1つは、館長の任期についてございましたけど、あの点では慣例的に2年間にしているというぐあいに御説明をしていたところでございます。このことにつきましては、規則化するように今準備段階に入っております、今月の定例教育委員会に提示する予定です。案文はでき上がっております。それと……（「勤務時間」と呼ぶ者あり）

勤務時間につきましては、月の割り振りをいたしております。大体午前中の時間帯ということで対処しております。済みません。ちょっとお待ちください。

済みません、不手際で、館長につきましては、金額をまず指示してありましたので、それで割り出しまして、週24時間というぐあいにいたしております。

○3番（橋本重雄君）

今の御答弁ですけれども、要するに雇用の期間につきましては、もう6月の議会でああいうふうな形でしたので、規則ですので、議会に上げる必要もございませんので、やっぱり素早くされるのが筋だと思いますので、苦言を申しておきます。

公民館というところは、先ほど教育長さんもおっしゃるように、やっぱり皆さんが集まってくる場所でございますので、やはり雰囲気がよくないと皆さんなかなか寄りつきがたくなりますので、教育長さんの指導によって行きやすい、みんなが行きたいというような公民館になしていただければなというふうに思います。せいぜい頑張ってください。お願いします。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

あいさつ日本一について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（川原源弘君）

あいさつ日本一について、スローガンは大変すばらしいけれども実行はどうかということですが、あいさつ日本一運動につきましては、上峰町青少年育成町民会議というところでの重点目標ということで、かねてより掲げておられるところでございます。

現在では町民センター沿いの、町道沿いののぼり旗を掲げ、その周知啓蒙を図っているところでございます。日々の活動ということでありますけれども、小学校の登校時間帯に合わせ、教育委員会職員による町民センター付近の交差点において毎朝の声かけ、あいさつ運動のほか、小学校校門前で先生によるあいさつはもちろんのことなんですけれども、上峰町坊所の変則5差路交差点とか、PTA役員による八谷商店、東側の交差点なんですけれども、そこら辺での毎朝のあいさつを行われているところでございます。

また、それ以外にもそれぞれの地区内の主要な交差点においても、多様なあいさつ運動が実践されていることをかいま見ることによりまして、その活動は深く浸透しているところじゃないかという形で今思っているところでございます。

話はちょっとまたもとに戻りますけれども、先ほどの上峰町の青少年育成町民会議というところの、その構成団体といいますか、その役員さんたちは、それぞれの団体の代表者各位という形で構成されておるところから、それぞれにまた持ち帰りまして、団体さんにまた持ち帰ったところにおいては、それぞれに参集願うときには折に触れ、あいさつ日本一運動の実践を提唱されているかというふうに思っているところでございます。

またそのほかに、町職員一同、その趣旨にのっとりまして、庁舎内外においても、これを実践しているところでございます。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今、答弁のとおり大変町民の有志の方たちの御協力もあったり、いろいろ場面を見るわけですが、その指導に対しては大変頭の下がる思いでございます。

しかしながら、私の家の横をよく小・中学生が通るんですね。大人の人も通られます。それで、こっちから声をかけるとみんなやるんですけども、中にはかけてもやらない者もいます。何かやっぱり会った瞬間におはようと言うと、お互いに気持ちいいんですけども、こっちが言っても返事が返ってこないとちょっと寂しいですもんね。やっぱりこういうものは習慣づけで小さいときからやっていると何ということもないけれども、ある程度大きくなってからはもうなかなか感覚的にもいろいろ恥ずかしかったり、いろいろする歳にもなりますとなかなか言いづらい部分もございますので、一応みんな頑張っているとは思いますが、今回、もう一回、こういうことを、スローガンを旗上げしておる関係上、どこの分野でも大人の人たちも子供の人たちもやっぱりあいさつをしようという気持ちになるような、そういう施策というか、そういう気持ちになるようなやっぱり行動を起こしていただきたいなというふうに思いましたので、今回ここに出しております。

一応あいさつについては、今後も一生懸命指導をしていただいて、町民の融和に図っていただければというふうに思います。

これをもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

以上で3番橋本議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午後 4 時38分 散会